

平成29年定例会
健康福祉病院常任委員会

説明資料

頁数

《議案補充説明》

1 【議案第36号】三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について	1
2 【議案第37号】三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案について	2
3 【議案第88号】三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案について	3
4 【議案第71号】地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画の認可について	4

《所管事項説明》

1 三重県動物愛護推進センター（あすまいる）の開所について	8
2 健康牛の牛海綿状脳症（BSE）検査の見直しについて	9
3 大麻取扱者免許申請について	11
4 みえライフイノベーション総合特区の次期計画について	13
5 三重県アルコール健康障害対策推進計画（最終案）について	17
6 三重県手話施策推進計画（最終案）について	20
7 三重県地域医療構想（最終案）について	23
8 国民健康保険制度改革について	27
9 M I E - N E T の運用状況について	33
10 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第5次計画（最終案）について	37
11 三重県家庭的養護推進計画の数値目標の一部見直しについて	40
12 国児学園のあり方検討報告書（最終案）について	42
13 家庭教育の充実に向けた取組について	45
14 三重県立子ども心身発達医療センターの開設について	61
15 包括外部監査結果に対する対応について	65
16 各種審議会等の審議状況の報告について	81

《別冊》

- （別冊1）地方独立行政法人三重県立総合医療センター第二期中期計画
- （別冊2）三重県アルコール健康障害対策推進計画（最終案）
- （別冊3）三重県手話施策推進計画（最終案）
- （別冊4）三重県地域医療構想（最終案）
- （別冊5）三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第5次計画（最終案）
- （別冊6）三重県家庭的養護推進計画（改定案）
- （別冊7）国児学園のあり方検討報告書（最終案）
- （別冊8-1）三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）最終案
- （別冊8-2）三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）最終案 新旧対照表
- （別冊9）三重県立子ども心身発達医療センター（パンフレット）

平成29年3月8日 健康福祉部

1 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉法の一部改正に伴い、規定を整理するため、「三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

2 改正内容

「情緒障害児短期治療施設」については、「情緒障害」という言葉に子どもや保護者が感じる気持ちを考慮すべきであること等の理由から、名称の変更を求める意見があり、以前から課題とされてきました。

今般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）が公布され、「情緒障害児短期治療施設」という名称が「児童心理治療施設」に改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）されたことから、条例第 15 条等における「情緒障害児短期治療施設」という名称を「児童心理治療施設」に改めます。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

※ 情緒障害児短期治療施設

保護者等による虐待、家庭や学校での人間関係等が原因となって、心理的に不安定な状態に陥ることにより、社会生活が困難になっている児童が短期間入所し、または保護者のもとから通い、心理面からの治療及び指導を受けることを目的とする施設。

2 三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

がん対策基本法の一部改正に伴い、都道府県がん対策推進計画に係る規定を整理するため、「三重県がん対策推進条例」の一部を改正するものです。

2 改正内容

がん対策基本法の条ずれに伴い、同法を引用する三重県がん対策推進条例第 22 条について、引用条文を「第 11 条第 1 項」から「第 12 条第 1 項」に改めます。

3 施行期日

公布の日

3 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）の一部改正に鑑み、規定を整備するものです。

2 改正内容

放課後等デイサービスについては、近年、不適切な支援を行っている事例が散見されていることから、国において、社会保障審議会障害者部会での議論を踏まえ、新たな指定基準を適用し、早急に措置を講ずる必要があるとして、平成 29 年 2 月 9 日、施行日を平成 29 年 4 月 1 日とする基準省令の改正が行われました。

この改正に鑑み、指定放課後等デイサービスの事業者が、適切なサービスの提供を行うよう、次のとおり規定を整備するものです。

- ・ 指定放課後等デイサービスの人員配置基準の置くべき従業者について、現在の「指導員（資格・経験不要）又は保育士」を、「児童指導員（社会福祉士などの有資格者、児童福祉事業 3 年以上の経験者等）、保育士又は 2 年以上の障害福祉サービス経験者」とする。

3 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

4 地方独立行政法人三重県立総合医療センター 第二期中期計画の認可について

1 提案の理由

地方独立行政法人三重県立総合医療センター（以下「法人」という。）が作成する中期計画については、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき知事が認可するものですが、法人は公営企業型地方独立行政法人であることから、中期計画の認可にあたっては、法第 83 条第 3 項の規定により議会の議決を経る必要があります。

2 中期計画の主な内容

中期計画は、設立団体の長が定める中期目標を達成するための具体的な計画であり、中期計画には、法第 26 条第 2 項の規定に基づき、次の事項について定めています。

- (1) 中期計画の期間（平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日）
- (2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) 短期借入金の限度額
- (6) 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- (7) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (8) 剰余金の使途
- (9) 料金に関する事項
- (10) その他業務運営に関する重要事項

なお、主な内容については別紙のとおりです。

3 中期計画策定の経緯

- 平成 28 年 9 月 中間案について評価委員会で意見聴取
10 月 中間案を健康福祉病院常任委員会で説明
11 月 評価委員会の意見等を反映した最終案について評価委員会で
審議・了承
12 月 最終案を健康福祉病院常任委員会で説明
平成 29 年 1 月 法人からの認可申請
2 月 議案として提出

4 評価委員会意見をふまえた検討

法第 26 条第 3 項の規定により、設立団体の長は中期計画を認可しようとするときはあらかじめ評価委員会の意見を聴く必要があることから、2 回の評価委員会を開催し、委員からの意見もふまえて検討を行ってきました。

＜評価委員会の主な意見等【中期計画中の修正箇所】＞

(1) 中期目標の前文に記載がある「勤務環境の向上」や「人材育成機能の充実」に関して、中期計画の前文にも記述が必要ではないか。 【前文】

(2) 地域医療構想の検討状況をふまえた記述が必要ではないか。

【第 2-1 医療の提供】

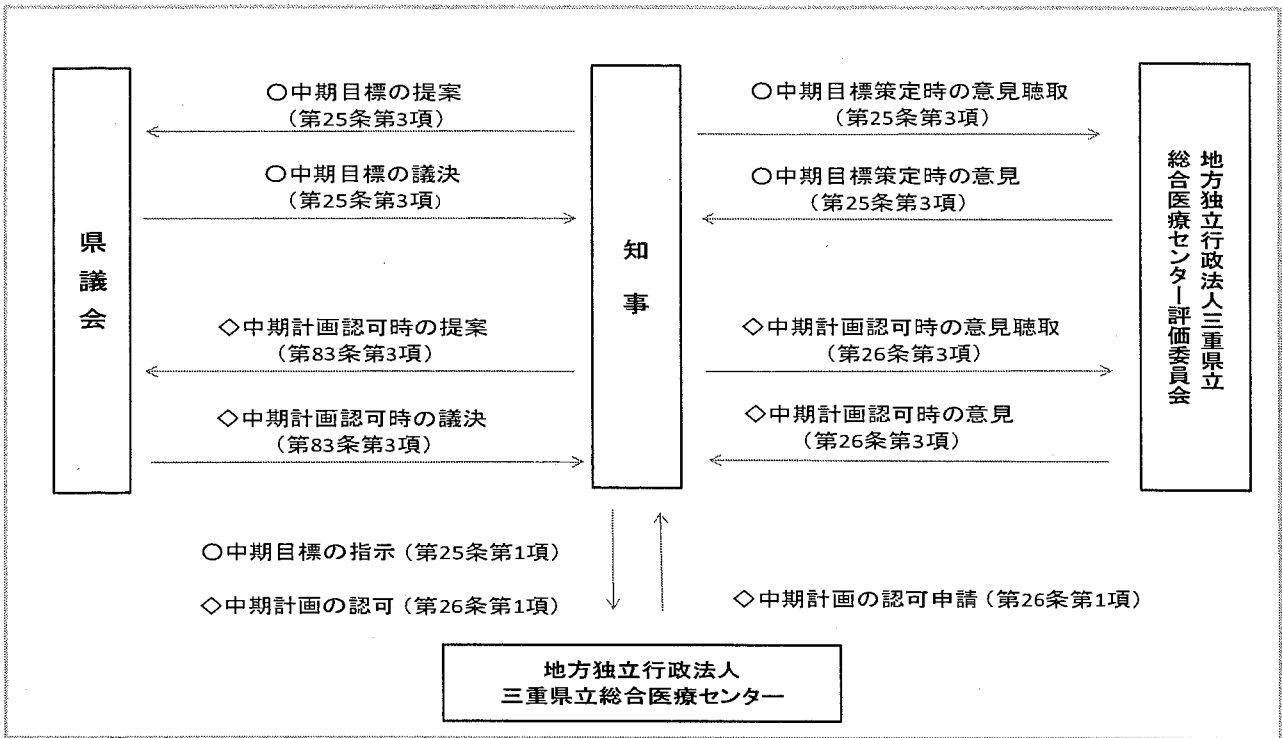
(3) 県や市との連携だけでなく、地域医師会と連携した予防対策・治療についても触れておくべき。

【第 2-2-（2） 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応】

(4) 地域包括ケアシステムの構築に向けて重要なポイントである在宅医療をバックアップする医療機関としての役割についての記述も加えてはどうか。

【第 2-3-（1） 地域の医療機関等との連携強化】

(5) 「経常収支比率 100%以上の達成」の文言が記述されていないが、当然目指すべきもので、それなくして経営の安定化は図れないため、記述が必要ではないか。 【第 4 財務内容の改善に関する事項】



関係法令の抜粋

地方独立行政法人法 (平成十五年七月十六日法律第百十八号)

(中期目標)

第二十五条 設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 (略)

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第二十六条 地方独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 三 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
- 四 短期借入金の限度額
- 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 六 剰余金の使途
- 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4~5 (略)

(料金及び中期計画の特例)

第八十三条 (略)

2 公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画においては、第二十六条第二項各号に掲げる事項のほか、料金に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公営企業型地方独立行政法人に係る中期計画について、第二十六条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人 三重県立総合医療センター第二期中期計画の概要

第1 中期計画の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療の提供

- 高度医療、救急医療等の提供及び病院が有する医療資源を効果的・効率的に活用した質の高い医療を提供
- 地域医療構想をふまえ、将来のあるべき医療提供体制に資するための病院・病床機能等見直しへの対応

(1) 診療機能の充実

ア 高度医療の提供

(ア) がん

- 早期に地域がん診療連携拠点病院の再指定をめざすとともに、集学的治療及び緩和医療の提供、低侵襲性治療の推進、地域の医療機関と連携した切れ目のないがん治療の提供
- 三重大学等と連携し、診療内容等に関して把握・評価するためのPDCAサイクルの構築

(イ) 脳卒中・急性心筋梗塞等

- (脳卒中)t-PA投与及び血栓回収療法等の高度治療への積極的な対応
- (急性心筋梗塞)緊急カテーテル治療及びカテーテル治療の困難例に対するバイパス手術の実施

(ウ) 各診療科の高度化及び医療水準の向上

- 病院が有する医療人材や高度医療機器の効果的な活用、センター化による横断的な診療体制の整備

イ 救急医療

- 三次救急医療を担う救命救急センターとして、24時間365日体制での重篤な患者の積極的な受入れ

ウ 小児・周産期医療

- 地域周産期母子医療センターとしてMFICU、NICU、GCUを活用したハイリスクの妊婦・胎児・新生児の積極的な受入れ

エ 感染症医療

- 第二種感染症指定医療機関として「感染防止マニュアル」及びPPE(個人防護具)等の資器材の継続的な見直し、「診療継続計画」に基づく訓練の計画・実施

(2) 医療安全対策の徹底

- インシデントとアクシデントの事例収集・分析、及び再発防止対策の検討・周知による安全かつ適切な医療の提供
- 医療事故調査制度への適正な対応と、院内感染対策指針に基づく感染対策及び研修の実施

(3) 信頼される医療の提供

- 患者のニーズをふまえた最適な医療の提供、診療科目の充実
- クリニカルパスの着実な運用、インフォームドコンセントの徹底、セカンドオピニオンへの的確な対応

(4) 患者・県民サービスの向上

- 患者満足度調査の実施と、待ち時間の短縮、個人情報保護対策、相談体制の充実、接遇意識の向上の取組

2 非常時における医療救護等

- (1) 大規模災害発生時の対応
 - 被災患者の受入れやSCU(広域搬送拠点臨時医療施設)業務の実施、DMAT(災害派遣医療チーム)の県内外への派遣及び参集拠点病院としての活動
 - 基幹災害拠点病院として関係機関と連携した災害医療訓練の実施
- (2) 公衆衛生上の重大な危機が発生した場合の対応
 - 新型インフルエンザ等の感染症発生時での県・四日市市・地域医師会と連携した迅速対応

3 医療に関する地域への貢献

- (1) 地域の医療機関等との連携強化
 - 地域医療支援病院として積極的な紹介・逆紹介の推進、地域連携クリニカルパスの活用への取り組み
 - 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域の医療機関等との連携
- (2) 医療機関への医師派遣
 - 臨床研修医の育成、代診医等の派遣

4 医療従事者の確保・定着及び資質の向上

- (1) 医療人材の確保・定着
 - 研修施設の整備等の検討、効果的な研修プログラムの策定・実施
 - (医師)三重大学等と連携した指導・研修体制の整備、後期臨床研修施設としての魅力の向上(看護師)新人看護師の卒後臨床研修システム、看護キャリアラダーを活用した研修企画・運営(医療技術職員)学会等が実施する研修等を活用した専門的知識及び技術の向上
- (2) 資格の取得への支援
 - 専門医・認定医、認定看護師等の資格取得に向け、指導・研修体制の充実や資格を取得しやすい職場環境の創出
- (3) 医療従事者の育成への貢献
 - 医学生、看護学生等の実習の受入体制の整備
 - 研修会等の講師派遣要請時での積極的な対応
 - 国際的な視野をもった医療従事者の育成

5 医療に関する調査及び研究

- 臨床事例等に基づく調査研究の積極的な取組
- 各種学会等での発表、専門誌への論文掲載の推進

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 適切な運営体制の構築

- 理事長のリーダーシップのもと、バランス・スコア・カードを用いた組織マネジメントの実施と各部門が専門性を発揮したチーム医療による医療サービスの提供

2 効果的・効率的な業務運営の実現

- 高度急性期・急性期病棟の体制維持、7対1看護基準体制の推進
- 稼働病床数見直しや病棟再編など、効率的な病床の配置・管理

3 業務改善に継続して取り組む組織文化の醸成

- 経営関係情報の共有化、TQM活動による継続的な改善活動の取組

4 就労環境の向上

- 職員が健康で安心して働ける職場環境の整備を促進する「働き方改革」やワークライフバランスの実現に向けた就労環境の向上

5 人材の確保、育成を支える仕組みの整備

- 各種院内研修の実施、OJTの推進
- 対話を重視した人事評価制度の運用及び改善

6 事務部門の専門性の向上と効率化

- 病院経営に精通した職員の計画的な確保・育成

7 収入の確保と費用の節減

- 紹介患者・救急患者の受入れ増加、病床稼働率の向上による安定的な収入の確保
- コスト意識、省エネ意識の向上と業務の見直しによる費用削減

8 積極的な情報発信

第4 財務内容の改善に関する事項

- 業務運営の改善・効率化による人件費比率、材料費比率の適正化
- 経常収支比率100%以上の達成

第5 短期借入金の限度額

20億円

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

病院施設の整備、医療機器の購入、人材育成・能力開発の充実等

第9 料金に関する事項

使用料及び手数料並びに減免について規定

第10 その他業務運営に関する重要事項

- 1 保健医療行政への協力
- 2 医療機器・施設の整備・修繕
- 3 コンプライアンス(法令・社会規範の遵守)の徹底
- 4 業務運営並びに財務及び会計に関する事項

1 三重県動物愛護推進センター（あすまいる）の開所について

1 動物愛護管理の推進について

三重県動物愛護推進センター（以下「推進センター」という。）を「県の動物愛護管理の拠点」として位置づけ、動物愛護業務を効率的かつ効果的に実施するとともに、次の3つの取組を実施し、動物愛護管理の推進を図ります。

（1）殺処分ゼロに向けた取組

譲渡対象動物の一定期間の飼養、診療、譲渡前講習の充実等により、犬・猫の譲渡を拡大するとともに、所有者不明猫の減少に向けた取組や動物愛護管理の普及啓発を効果的に行い、犬・猫の引取り数の減少に取り組みます。

（2）災害時などの危機管理対応の取組

災害や狂犬病発生時等における危機管理対応の拠点とし、被災動物の救護活動や狂犬病のまん延防止などに取り組みます。

（3）さまざまな主体との協創の取組

獣医師会やボランティア団体等と連携し、犬・猫の譲渡事業や災害時の被災動物の救護活動などに取り組みます。

2 運営体制について

（1）組織体制

推進センターの運営については、4月1日に地域機関を設置することとし、獣医師である所長を含め、獣医師3名、事務1名の計4名の職員を配置します。

（2）休所日について

ア 毎週水曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日の平日

ウ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

（3）開所時間

午前9時30分から午後4時30分

3 今後のスケジュールについて

施設は、平成29年3月中旬の竣工を、敷地内の整備は、同年5月上旬の完成を予定しており、平成29年5月28日（日）に開所します。

【開所式について】

平成29年5月28日（日）の午前中に開所式を開催する予定です。

（施設概要説明、テープカット、関係者内覧会 等）

2 健康牛の牛海綿状脳症（BSE）検査の見直しについて

1 概要について

平成13年9月、国内において初めて牛海綿状脳症（BSE）の発生が確認され、同年10月から健康牛の全頭検査を開始しました。その後、平成25年7月1日からは、48か月齢超の牛を対象とし、BSE検査を行ってきました。

今回、厚生労働省は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を平成29年2月13日に改正し、4月1日から健康牛のBSE検査を廃止することとしました。（※）

このことを受け、4月1日からのBSE検査の見直しについて、関係者に対して説明を行ってきたところです。

※ 24か月齢以上の神経症状等を示す牛のBSE検査、と畜場における牛の特定危険部位の除去等のBSE対策は、引き続き実施します。

2 国の見直し経過について

平成13年 9月10日 国内1例目の感染牛を確認

10月18日 全国一斉に全頭検査開始

平成25年 7月 1日 検査対象牛の月齢を48か月齢超に引き上げ
(全国の自治体において、全頭検査廃止)

平成27年12月28日 「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る食品健康影響評価」を食品安全委員会に依頼

平成28年 8月30日 食品安全委員会において、国内でと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査を廃止しても人への健康リスクは変わらないとする評価結果の答申

平成28年12月12日 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行
～平成29年1月10日 規則の改正に対する意見募集

平成29年 2月13日 厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行
規則の改正（4月1日施行）

3 県の対応及び関係者意見について

2月21日から3月2日の間に、県が所管すると畜場設置者（2者）及び主な食肉関係事業者等（6者）に対し、個別に説明等を行い、意見を求めたところ、健康牛のBSE検査を廃止することについて、特段の反対意見はありませんでした。

4 今後の対応について

3月14日に、三重県食の安全・安心確保推進会議を開催し、関係者の意見を共有したうえで、最終方針を決定する予定です。

3 大麻取扱者免許申請について

1 大麻栽培にかかる大麻取扱者免許申請と審査結果について

平成 28 年 11 月 28 日に大麻栽培にかかる大麻取扱者免許申請が提出されました。申請の概要及び審査結果は次のとおりです。

(1) 申請の概要

【申請者】 ①一般社団法人伊勢麻振興協会

②株式会社あさって

【栽培目的】 ① 種子採取

② 繊維採取

【申請内容】

三重県はもとより全国の神社神道の祭祀において必要不可欠な精麻の生産と加工を県内で行い、外国や県外に依存することなく、自力で県内の伝統的な祭事を継承するとともに、精麻を必要としている全国の神社や伝統的産業関係者に供給する仕組みを構築する。

(2) 審査結果

大麻取締法及び三重県大麻取扱者指導要領等に基づき、大麻栽培の必要性、盗難防止対策、大麻栽培にかかる管理体制等について、国と協議のうえ、県民の安全・安心を確保するという観点を含め、総合的に審査した結果、免許を与えることが適当でないと判断しました。

なお、申請者に対しては平成 29 年 1 月 6 日に不許可通知書を交付しました。

2 大麻栽培にかかる大麻取扱者免許について

(1) 審査基準

大麻栽培の免許申請については、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止すること等を目的としている大麻取締法の趣旨や目的に反しないことや、本県の審査基準を定めた三重県大麻取扱者指導要領に適合しているか等について審査を行い、申請内容を総合的に判断します。

(2) 全国状況

平成 27 年 12 月 31 日時点において、栽培者免許者数 34 名（13 道県）、栽培面積 764. 205 アール、繊維採取量 4, 681. 689kg となっています。なお、栽培者免許のほとんどが、栃木県をはじめ、従前から伝統的に大麻栽培を行っている地域において取得されています。（東海地方では、岐阜県で 4 名）

3 今後の対応

大麻栽培の免許申請にかかる相談等には丁寧に応じるとともに、免許申請に対しては、大麻の濫用等による保健衛生上の危害の発生を防止し、県民の安全・安心を確保するため、大麻取締法及び三重県大麻取扱者指導要領等に基づき、国と協議しつつ、適正に免許審査を行います。

○大麻取締法（抜粋）

第一条 この法律で「大麻」とは、大麻草（カンナビス・サティバ・エル）及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品を除く。

第二条 この法律で「大麻取扱者」とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

2 この法律で「大麻栽培者」とは、都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。

3 この法律で「大麻研究者」とは、都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。

第五条 大麻取扱者になろうとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者には、大麻取扱者免許を与えない。

- 一 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 成年被後見人、被保佐人又は未成年者

○三重県大麻取扱者指導要領（抜粋）

第3 大麻栽培者の免許申請

1 大麻栽培者の資格要件

法第7条第1項に規定する大麻栽培者の免許は、次に掲げる者であつて、大麻栽培が社会的な有用性かつ合理的な必要性が認められる場合に与える。

- (1) 法第5条第2項に定める欠格条項に該当しないこと。
- (2) 大麻栽培者として必要な技術的能力を有すると認められ、かつ、栽培地の近隣に居住の本拠地があり、栽培上の管理を自らが直接行うことができる者。
- (3) 栽培地の面積が、その栽培目的から判断して妥当であること。
- (4) 栽培目的は、伝統的な祭事等、社会的、文化的な重要性が認められるものを継承するもの、又は、一般に使用されている生活必需品として生活に密着した必要不可欠なものである場合に限ること。
なお、個人的な使用を目的とする大麻栽培は認めない。

第5 大麻栽培者のとるべき措置

1 栽培地の設置場所

大麻草の栽培地は、道路から容易に見通せないなど人目に付かない場所で、敷地境界線から十分離れた場所に設置すること。

2 栽培するために使用する種子の種類

大麻栽培者が大麻草を栽培するために使用する種子は、テトラヒドロカンナビノール(THC)含有量が少ない品種とすること。

3 盗難等の防止対策

大麻栽培者は、大麻の盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

- (1) 大麻草の栽培地の周囲には、堅固な柵を設けるなど、人がみだり立ち入ることができないような措置を講じること。
- (2) 栽培地を定期的に巡回監視し、盗難防止に努めること。
- (3) 大麻及び大麻草の種子(但し、発芽不能処理をした種子を除く。)の保管は、専用の鍵をかけた堅固な設備内に貯蔵して行うこと。なお、この場合の設備は、持ち運びできるものであってはならない。

4 みえライフイノベーション総合特区の次期計画について

1 要旨

県では、平成14年度からヘルスケア産業の振興を図る「みえメディカルバレープロジェクト」を展開し、平成24年7月には、国から地域活性化総合特区として「みえライフイノベーション総合特区」の指定を受け、計画に基づいた取組を行なっています。

この計画について、平成28年度が最終年度となることから、29年度以降5年間の目標最終年度の延長に向けて、内閣府との間で協議を行ってきました。

このたび、次期計画に関する事前協議が終了しましたので、国に対し延長に向けた申請を行いました。

2 これまでの経緯

(1) みえライフイノベーション総合特区では、本県の特徴である地域医療連携体制や県内中小企業等の高いものづくり技術をヘルスケア産業の振興に活用するため、県内中核医療機関の医療情報を収集・分析し、医薬品・医療機器等の開発に活用する「統合型医療情報データベース」の構築や、県内7箇所に設置した研究開発支援拠点「みえライフイノベーション推進センター(MieLIP)」による企業支援などを中心に取組を進めてきました。

これまでの取組において、医療・福祉現場のニーズをもとにした製品・サービスの開発取組件数が64件、うち販売開始した件数が41件となるなどの成果が生まれています。

現計画における評価指標及び実績値・進捗度は別紙のとおりです。

(2) 昨年12月に行われた内閣府評価・調査検討会による現地調査では、

- ・MieLIPを核として、医療・福祉現場のニーズを収集し、製品・サービスに結び付けるコーディネートはうまくいっている。
- ・医薬品・医療機器生産金額は全国的に減少傾向にある。特に医薬品では、ジェネリック医薬品の推進や巨額の研究費の確保が難しい状況の中で、先発医薬品の生産の伸びは期待できない。評価指標として医薬品・医療機器生産金額を採用しているが、特区取組による中間投入効果が生産金額に反映しづらいので、評価指標を再考してはどうか。また、製品のみならず、ヘルスケアサービスでも良い取組が生まれているので、それらを評価できる指標としてはどうか。
- ・統合型医療情報データベースについて、中長期的な活用策を十分検討してほしい。他の取組でもデータベース整備が進められている中で、医薬品企業など利用者側の視点に立ったデータ・解析ができる内容とすべき。

などの講評がありました。

3 次期計画の概要

次期計画では、統合型医療情報データベースやMieLIPの更なる活用の推進、総合特区制度の活用により、医療に関する情報資産を活用した画期的な医薬品・医療機器や、認知症ケアを見据えた生活支援機器などの福祉機器、高機能食品など、ヘルスケア分野の製品・サービスを創出するとともに、企業や研究機関の立地、県内への研究開発資金の投入、雇用の拡大等によって、県内経済の活性化を生み出し、ライフイノベーションに寄与する地域になることを目指します。

(1) 計画期間

平成29年度から平成33年度（5年間）

(2) 取組方向

①統合型医療情報データベースを活用した共同研究の推進

収集したデータをもとにした臨床研究や産業振興への活用に向けて、医薬品・医療機器企業等とのマッチング及び共同研究契約への締結につなげます。

②MieLIPを核とした産学官民金連携による製品開発プロジェクトの組成

県内ものづくり企業等が参加した次世代脊椎インプラントプロジェクトや、医療・介護と産業が連携した認知症の人向けの製品・サービスに関するプロジェクト等、MieLIPを核として産学官民金連携によるプロジェクトを展開します。

③地域内での実証・臨床試験の実施による製品・サービスのブラッシュアップ

県内医療機関や福祉施設の協力を得て、メーカーによる製品・サービスの実証や臨床試験を実施し、製品のブラッシュアップにつなげます。

④国内外への販路開拓支援

国内外の展示会や学会等を活用した製品・サービスのPR等を行うとともに、医療・福祉従事者を対象とした製品・サービスに身近に触れる機会の創出や新たな製品へのニーズ収集等を行います。

⑤企業・研究機関の立地支援

医薬品・医療機器企業等への訪問活動を継続し、業界動向を把握するとともに、特区取組や立地支援制度等の紹介を通じて、立地につなげます。

(3) 評価指標及び数値目標

評価指標	数値目標	目標値
①統合型医療情報データベースの活用	統合型医療情報データベースを活用した医薬品企業等との共同研究契約の締結数(累計)	4件(平成33年度)
②ヘルスケア分野の製品・サービスの増加	MieLIPを活用して製品化されたヘルスケア分野の製品・サービス数(累計)	50件(平成33年度)
③ヘルスケア産業の振興	③-1 ヘルスケア分野の製品・サービスの創出に伴う新市場開拓規模	240百万円(平成28年度見込) →480百万円(平成33年度)
	③-2 ヘルスケア分野の製品・サービスの創出に伴う新規雇用創出数	40人(平成28年度見込) →50人(平成33年度)
④ヘルスケア分野企業(第2創業含む。)及び研究機関の立地件数	平成29年度から平成33年度までの立地件数(累計)	50件(平成28年度見込) →100件(平成33年度)

4 今後の予定

現在、県が申請した次期計画について各省協議等が行われており、順調に進めば、今月下旬に認定される予定です。

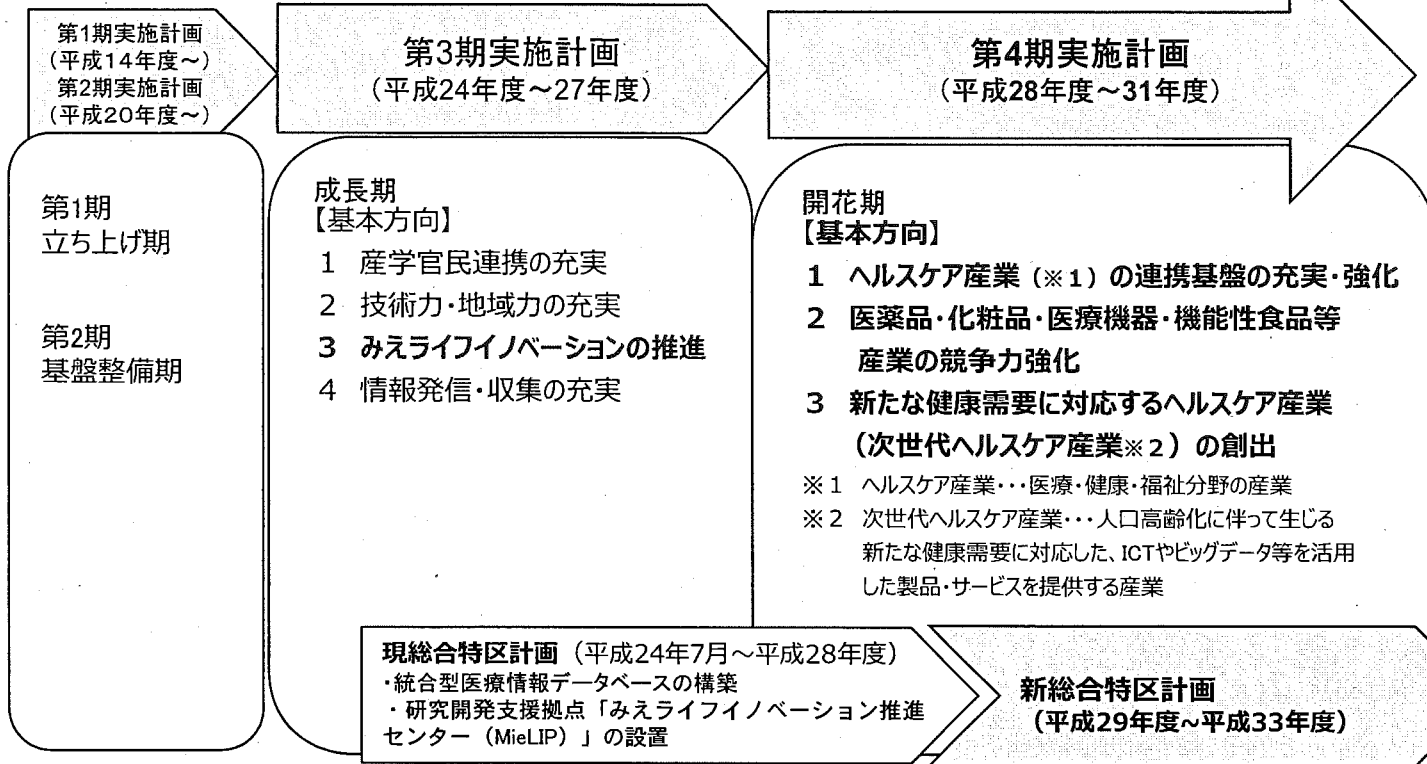
(別紙) みえライフイノベーション総合特区・評価指標及び実績値・進捗度
(平成27年度末)

評価指標	H27 目標値	H27 実績値 (進捗度)
① 統合型医療情報データベースの規模	30 万人分	6 万人分 (20%)
② 医療・福祉現場のニーズの収集件数	1,600 件	2,109 件 (132%)
③-1 医薬品生産金額 50%増加 (平成 22 年比)	159,096 百万円	102,855 百万円 (65%)
③-2 医療機器生産金額 100%増加 (平成 22 年比)	5,404 百万円	3,994 百万円 (74%)
④-1 研究開発支援プラットフォーム の活用機関数(県内)	40 機関	125 機関 (313%)
④-2 研究開発支援プラットフォーム の活用機関数(県外)	24 機関	89 機関 (371%)
⑤ 医療・健康・福祉分野企業(第 2 創業 含む)及び研究機関の立地件数	40 件	39 件 (98%)

みえライフイノベーション総合特区・次期計画について

メディカルバレー構想の推移

現行計画の取組内容と成果

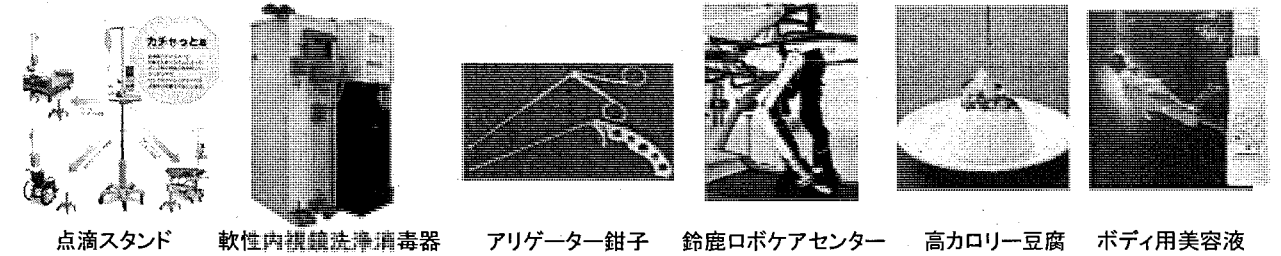


(1)みえライフイノベーション推進センター(MieLIP)の設置(県内7箇所)

【実績・平成27年度】

- ・製品・サービスの開発取組件数 64件(5年間累計)、うち販売開始件数41件(同)
- ・新市場開拓規模 461百万円
- ・新規雇用創出数 36人
- ・MieLIPが参画した競争的資金獲得件数 7案件

【製品・サービス成果事例】



点滴スタンド 軟性内視鏡洗浄消毒器 アリゲーター鉗子 鈴鹿ロボケアセンター 高カロリー豆腐 ボディ用美容液

(2)統合型医療情報データベースの構築(三重大学医学部附属病院)

- ・30万人規模の医療データ収集をめざして参加医療機関を拡大中。
- ・平成27年度までに6万人収集済(目標30万人)。平成29年1月末時点で18.7万人収集。

【特区制度の活用】

- ・総合特区推進調整費: 1件(MieLIP及び支援体制の整備(平成25年度。予算額131,585千円))
- ・地域活性化総合特区支援利子補給金: 7件(平成25～27年度)
- ・規制緩和の要望: 健康増進に資する機能性食品の効能効果の表示・広告の実施 等

新総合特区計画

～「基盤整備」から「具体的な製品創出」を目指す新たなステージへ～

目標: 医療に関する情報資産を活用した画期的な医薬品・医療機器や、生活の質を高める福祉機器、高機能食品など、ヘルスケア分野の製品・サービスを創出するとともに、企業や研究機関の立地、県内への研究開発資金の投入、雇用の拡大等によって、県内経済の活性化を生み出し、ライフイノベーションに寄与する地域になることを目指す。

地域活性化方針

プロジェクトの具体例

評価指標

【現行】

- 政策課題1**
【研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備】
＜解決策＞
○統合型医療情報データベースの構築、活用
○MieLIPの整備
- 政策課題2**
【研究開発支援プラットフォーム活用の推進】
＜解決策＞
○先駆的な医療情報データベースやニーズ収集機能、臨床・共同研究支援機能等の有効活用
○MieLIPによる地域の特色やポテンシャルを活かした製品の研究開発、産業創出、人材育成支援の促進

【変更】

- 政策課題1**
【研究開発を促進・支援するプラットフォームの整備】
＜解決策＞
○統合型医療情報データベースの構築、活用
○MieLIPの整備
- 政策課題2**
【研究開発プラットフォーム活用の推進】
＜解決策＞
○統合型医療情報データベースを活用した共同研究の推進
○MieLIPを核とした産学官民金連携による製品開発プロジェクトの組成
○地域内での実証・臨床試験の実施による製品・サービスのブラッシュアップ
○国内外への販路開拓支援
○企業・研究機関の立地支援

・次世代脊椎インプラント製品の開発



日本人の体形に合わせた国内製インプラントを県内ものづくり企業が開発。「次世代脊椎インプラントの開発プロジェクト」(桑名精工(株)、水貝製作所(株)、三重大学、KiSCO(株)、県工業研究所等)

本県のものづくり技術を活用して高度管理医療機器開発に挑戦

・認知症ケアを見据えた生活支援機器など福祉機器の開発



アクティブシニアが高齢者の生活支援サービスを提供。「亀山QOL支援モデル事業」(シャープ(株)、亀山市シルバー人材センター等)

伊勢志摩サミット、認知症サミットの成果を産業に活用

【現行計画】<H25~H27の実績>

指標	H27目標値	H27実績値(進捗度)
(1)統合型医療情報データベースの規模	30万人	6万人(20%)
(2)医療・福祉現場のニーズの収集件数	1,600件	2,109件(132%)
(3)①医薬品生産金額50%増加(平成22年比)	159,096百万円	102,855百万円(65%)
(3)②医療機器生産金額100%増加(平成22年比)	5,404百万円	3,994百万円(74%)
(4)①研究開発支援プラットフォームの活用機関数(県内)	40機関	125機関(313%)
(4)②研究開発支援プラットフォームの活用機関数(県外)	24機関	89機関(371%)
(5)医療・健康・福祉分野企業(第2次創業含む)及び研究機関の立地件数	40件	39件(98%)

【新計画】<H29~H33>

指標	目標値
(1)統合型医療情報データベースを活用した医薬品企業等との共同研究契約の締結数(累計)	4件(H33)
(2)MieLIPを活用して製品化されたヘルスケア分野の製品・サービス数(累計)	50件(H33)
(3)①ヘルスケア分野の製品・サービスの創出に伴う新市場開拓規模	240百万円(H28見込)→480百万円(H33)
(3)②ヘルスケア分野の製品・サービスの創出に伴う新規雇用創出数	40人(H28見込)→50人(H33)
(4)ヘルスケア分野企業(第2創業含む)及び研究機関の立地件数(累計)	50件(H28見込)→100件(H33)

※下線部は変更箇所。「医療・健康・福祉」は「ヘルスケア」に表記を変更。

5 三重県アルコール健康障害対策推進計画（最終案）について

1 計画の策定状況

アルコール健康障害対策基本法の規定に基づき策定する三重県アルコール健康障害対策推進計画については、中間案に対するパブリックコメント及び三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会での議論（平成29年2月10日に第3回部会開催）等をふまえ、このたび最終案（別冊2）を策定しました。

2 中間案からの主な変更点

中間案について、パブリックコメントの募集（意見募集期間 平成28年12月20日から平成29年1月18日まで）を行ったところ、計63件のご意見をいただきました。これらのご意見及び第3回部会での議論をふまえた、主な変更内容は次のとおりです。

	中間案の項目	意見の概要	変更内容
1	第3章 1 基本理念	「アルコール健康障害に対する理解や支援が進み」という表現が、「アルコール健康障害に対する支援を進めると誤解を招く恐れがある。（パブコメ）	ご意見をふまえ、ご指摘の部分について、「アルコール健康障害に対する理解やアルコール健康障害を有する者等に対する支援が進み」と修正します。 （別冊2 7頁）
2	第4章 重点課題1 ①教育・啓発	アルコール依存症の専門医療機関があることが知られていないので広報等で知らせたい。（パブコメ）	ご意見をふまえ、重点課題4①アルコール依存症の治療体制の整備の具体的な取組として、「アルコール依存症の専門医療機関等について、こころの健康センターが作成する「こころのケアガイドブック」や県のホームページなどで県民への周知を図ります。」を追記します。 （別冊2 16頁）

3	<p>第4章 重点課題3 ②民間団体の活動と連携した相談支援</p>	<p>自助グループに対する財政的支援をお願いしたい。それが難しいとしても、行政として自助グループの運営や活動を支えて欲しい。(部会)</p>	<p>ご意見をふまえ、重点課題3②民間団体の活動と連携した相談支援の具体的な取組として、「アルコール依存症当事者への相談支援や社会復帰において重要な役割を果たしている自助グループへの支援を行います。」を追記します。 (別冊2 14頁)</p>
4	<p>第4章 重点課題4 ①アルコール依存症の治療体制の整備</p>	<p>三重県では一部の地域で自助グループと専門医療機関が連携した対応が行われており、この取組を県下全域に広げて欲しい。(パブコメ)</p>	<p>ご意見をふまえ、重点課題3②民間団体の活動と連携した相談支援の具体的な取組として、「アルコール依存症の専門医療機関等と自助グループとの連携の強化を支援し、アルコール依存症当事者が医療機関から自助グループにつながりやすい仕組みづくりを行います。」を追記します。 (別冊2 14頁)</p>
5	<p>第4章 重点課題4 ①アルコール依存症の治療体制の整備</p>	<p>アルコール依存症によって失業し、再就職が困難であること の経験から、治療後、元の職場に戻れるか、他の職場の斡旋をしてもらいたい。 また入院中から、職業訓練が受けられるように支援して欲しい。(パブコメ)</p>	<p>ご意見をふまえ、重点課題3①地域における相談支援体制の構築と充実の具体的な取組として、「アルコール依存症当事者の社会復帰について、アルコール関連問題相談拠点、医療機関、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、自助グループ等の関係機関が連携して支援できる体制づくりを進めます。」を追記します。 (別冊2 14頁)</p>
6	<p>第4章 重点課題5 ①アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成</p>	<p>アルコール健康障害に適切に対応できる人材育成のために、研修教材を充実させることが必要である。(部会)</p>	<p>ご意見をふまえ、重点課題5①アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材の育成の具体的な取組として、「アルコール健康障害の治療やアルコール関連問題に適切に対応できる人材育成のための研修教材の充実を図ります。」を追記します。 (別冊2 17頁)</p>

3 今後の取組

平成 29 年 3 月中に、「三重県障がい者支援施策総合推進会議」において計画を決定し、4 月からは本計画に基づき、市町及び関係機関等とも連携・協力し、アルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進に取り組めます。

また、計画の進行管理にあたっては、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会等を開催し、有識者の意見も聴きながら、施策の実施及び改善を図ってまいります。

なお、平成 29 年 3 月 25 日に三重県アルコール関連問題啓発フォーラムを開催することとしており、同フォーラムにおいて本計画についての周知を行います。

〈参考 1：三重県アルコール関連問題啓発フォーラム〉

開催日時：平成 29 年 3 月 25 日（土） 10 時 30 分から 16 時 15 分まで

開催場所：三重県庁講堂

内 容：①発表「三重県アルコール健康障害対策推進計画」

②基調講演「アルコール依存症の脳科学」

講師：廣中直行先生（株LSI メディエンス薬理研究部顧問）

③映画上映「カノン」

④対談「アルコール依存症と家族」

雑賀俊朗監督（「カノン」監督）×村上優先生（国立病院機構榑原病院院長）

〈参考 2：計画策定経過等〉

平成 28 年 8 月	第 1 回アルコール健康障害対策推進部会
11 月	第 2 回アルコール健康障害対策推進部会（中間案検討）
12 月	健康福祉病院常任委員会へ中間案を報告
12 月～1 月	パブリックコメントの実施
平成 29 年 2 月	第 3 回アルコール健康障害対策推進部会（最終案検討）
3 月	健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告 三重県障がい者支援施策総合推進会議において計画を決定（予定）
4 月	計画に基づく施策推進

6 三重県手話施策推進計画（最終案）について

1 計画の策定状況

三重県手話言語条例（以下「条例」という。）の規定に基づき策定する三重県手話施策推進計画については、中間案に対するパブリックコメント及び三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会での議論（平成29年2月17日に第3回部会開催）等をふまえ、このたび最終案（別冊3）を策定しました。

2 中間案からの主な変更点

（1）パブリックコメントをふまえた記述の変更

中間案について、パブリックコメントの募集（意見募集期間 平成28年12月15日から平成29年1月13日まで）を行ったところ、11名から計76件のご意見をいただきました。ご意見をふまえた、主な変更内容は次のとおりです。

	中間案の項目	意見の概要	変更内容
1	第2章1 施策1（1）③ 知事定例記者会見の動画配信における手話通訳の導入検討	知事定例記者会見の動画配信に手話通訳を導入することについて「検討します」とあるが、「導入します」と表現しないのはなぜか。	平成29年2月から、知事定例記者会見における手話通訳を実施することとなったため、次のとおり修正します。 ③知事定例記者会見における手話通訳の実施（戦略企画部） ろう者の情報保障を推進するため、知事定例記者会見において手話による通訳を実施します。 (別冊3 4頁)
2	第2章1 施策1（1）⑦ 「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進	手話に関係しているのかが分からないので、手話との関係性が分かるよう、内容全体を見直すべき。	ご意見をふまえ、次のとおり、手話に言及した表現に修正します。 ⑦「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」や「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」に基づく情報保障の推進（健康福祉部） 誰もが必要な情報を入手できるよう、県が作成した「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿って手話を含めたわかりやすい情報発信を進めます。また、県が作成した「ユニバーサルデザインイベントマニュアル」を活用し、会

			<p>場の設営や運営について、手話の利用を含めたユニバーサルデザインに配慮された、誰もが参加しやすいイベントの開催を進めます。</p> <p>(別冊3 4～5頁)</p>
3	第2章1 施策1(1)⑧ 字幕映像ライブラリーの製作・貸出	<p>字幕挿入は「手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策」に当たらないので、字幕への言及は削るべき。</p>	<p>ご意見をふまえ、次のとおり、字幕への言及を削除します。</p> <p>⑧手話付き映像作品の製作・貸出(健康福祉部)</p> <p>ろう者の情報入手や情報発信を確保するため、三重県聴覚障害者支援センターにおいて、手話付き映像作品の製作や無料貸出を行います。</p> <p>(別冊3 5頁)</p>
4	第2章1 施策2(1)⑧ 第21回全国障害者スポーツ大会に向けた情報支援ボランティアの養成	<p>「手話通訳者等の情報支援ボランティア」が曖昧なので、手話との関連性を明確にすべき。</p>	<p>ご意見をふまえ、「大会の開催に向けて、手話を用いた情報支援ボランティアの計画的な養成に取り組みます」という表現に修正します。</p> <p>(別冊3 7頁)</p>
5	第2章1 施策3(2)① 県職員及び市町職員に対する研修の実施	<p>県と市町が対等の関係であることを考慮し、市町に対する支援であることを明確にすべき。</p>	<p>ご意見をふまえ、「市町職員に対する手話研修の実施を検討します」を「市町に対する支援として、市町職員向け手話研修を実施します」に修正します。</p> <p>(別冊3 8頁)</p>
6	第2章1 施策5(1)③ バリアフリー観光の推進	<p>条例は、手話以外の手段によるバリアフリー観光は対象としていない。手話との関係性を明確にすべき。</p>	<p>ご意見をふまえ、次のとおり、手話との関係を整理した表現に修正します。</p> <p>③観光施設等における情報保障の推進(観光局)</p> <p>バリアフリー観光を推進するため、関係団体等と協働し、県内の観光施設、宿泊施設に対して、手話通訳に係る情報の提供や聴覚障がいを持つ方々への対応についてアドバイスを行います。</p> <p>(別冊3 10頁)</p>

(2) 数値目標の追加設定

項目「手話に触れたことのある子どもの割合」について、平成29年1月に実施した県キッズ・モニターアンケートの結果（現状値59.4%）をふまえ、平成32年度目標を「80%」に設定しました。（別冊3 14頁）

(3) 「各施策の取組工程」の掲載

三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会での意見をふまえ、「各施策の取組工程」を参考掲載しました。（別冊3 12～13頁）

3 今後の取組

平成29年3月中に、「三重県障がい者支援施策総合推進会議」において計画を決定し、条例が施行される4月からは、計画に基づき、市町及び関係機関等とも連携・協力しながら、手話を使用しやすい環境の整備推進に取り組めます。

また、計画の進行管理にあたっては、三重県障害者施策推進協議会手話施策推進部会等を開催し、有識者の意見も聴きながら、施策の実施及び改善を図ってまいります。

<参考：計画の策定経過等>

平成28年8月	第1回手話施策推進部会
11月	第2回手話施策推進部会（中間案検討）
12月	健康福祉病院常任委員会へ中間案を報告
12月～1月	パブリックコメントの実施
平成29年2月	第3回手話施策推進部会（最終案検討）
3月	健康福祉病院常任委員会へ最終案を報告 三重県障がい者支援施策総合推進会議において計画を決定（予定）
4月～	条例の施行、計画に基づく施策推進

7 三重県地域医療構想（最終案）について

1 策定までの経緯

三重県地域医療構想（中間案）については、12月20日に開催した平成28年度第1回三重県医療審議会での検討を経て、平成28年12月28日から平成29年1月31日にかけてパブリックコメントを実施し、広く県民の皆様から意見をいただくとともに、医療法第30条の4の規定に基づき、市町、保険者協議会にも意見を求めました。

その後、いただいた意見を反映し、三重県地域医療構想（最終案）として、平成29年2月中旬から3月上旬にかけて第3回地域医療構想調整会議を開催し、検討を進めてきたところです。

2 中間案に対する意見募集の結果

パブリックコメントでは86名から217件、また、9市町から22件、保険者協議会から6件の計245件の意見をいただきました。意見の項目別件数は以下のとおりです。

（意見概要は別紙のとおり）

項目	パブリック コメント	市町	保険者 協議会
全体	37	1	6
第1部 総論（全般）	6	0	0
第1部 総論 第1章 地域医療構想の基本的事項	11	2	0
第1部 総論 第2章 三重県における医療政策の基本方針	23	0	0
第1部 総論 第3章 2025年におけるあるべき医療需要および必要病床数の推計	23	2	0
第1部 総論 第4章 本県独自の取組	10	3	0
第1部 総論 第5章 地域医療構想の実現に向けて	8	2	0
第2部 各論（全般）	1	0	0
第2部 各論 第1章 桑員区域地域医療構想	5	0	0
第2部 各論 第2章 三泗区域地域医療構想	0	1	0
第2部 各論 第3章 鈴亀区域地域医療構想	1	0	0
第2部 各論 第4章 津区域地域医療構想	1	2	0
第2部 各論 第5章 伊賀区域地域医療構想	3	0	0
第2部 各論 第6章 松阪区域地域医療構想	0	1	0
第2部 各論 第7章 伊勢志摩区域地域医療構想	65	6	0
第2部 各論 第8章 東紀州区域地域医療構想	7	0	0
第3部 実現するための取組	13	2	0
第4部 策定後の取組	3	0	0
計	217	22	6

また、いただいた意見に対する県の対応状況は以下のとおりです。

対応区分	パブリック コメント	市町	保険者 協議会
① 「三重県地域医療構想」に反映するもの	5	0	0
② 「三重県地域医療構想」に一部反映するもの	2	2	0
③ 今後の地域医療構想の実現に向けて取り組んでいくもの	147	15	6
④ 既に取り組んでいる（反映している）もの	1	1	0
⑤ 取り組む（反映する）ことは難しいが、今後の検討課題や参考とするもの	23	0	0
⑥ 取り組む（反映する）ことが難しいもの	26	3	0
⑦ その他（感想、質問など①～⑥に該当しないもの）	13	1	0
計	217	22	6

3 中間案からの主な変更点

いただいた意見をふまえ、三重県地域医療構想（最終案）に反映した主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 第1部 第3章 4 必要病床数と病床機能報告制度における病床数との比較
 - ・必要病床数と病床機能報告数それぞれに、医療機能ごとの構成比を追加
- (2) 第2部 第8章 3 2025年にめざすべき医療提供体制の方向性
 - ・紀南病院のハブ機能に関する記述について、代診医派遣等を追加
- (3) 第3部 1 医療機能の分化・連携の推進
 - ・入院日数の短縮やQOLの向上に資する医科歯科連携に関する記述を追加
- (4) 第5部 資料編
 - ・在宅医療フレームワークに基づいて把握した現状に関する集計結果や用語集等を新たに資料編として追加

4 今後の予定

三重県地域医療構想（最終案）については、平成29年3月16日に開催する三重県医療審議会に諮問するとともに、医療計画の一部であることから、県公報への掲載等を実施していきます。

策定後は、地域医療構想調整会議における関係者の協議と医療機関の自主的な取組を基本として医療機能の分化・連携を進めるとともに、毎年、進捗状況の確認を行っていくことで、地域医療構想の実現に向けて取り組んでまいります。

〇スケジュール（案）

平成29年3月16日	三重県医療審議会の開催
3月17日頃	厚生労働大臣への報告
3月31日	県公報へ掲載

「三重県地域医療構想（中間案）」に対して寄せられた意見の概要

内容		主な意見（上段）とこれに対する県の考え方（案）（下段）	
1	全般	主な意見	地域医療構想は、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができることが大前提であり、医療の地域間格差につながるものが決まらぬようお願いする。県内どこに住んでいても同レベルの医療が受けられる体制づくりをお願いする。
		県の考え方	県としては、平成37（2025）年に向けて、住民の方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の医療提供体制を整備していくことが重要と考えています。引き続き地域医療構想調整会議において、あるべき医療提供体制の議論を優先して進め、地域の実情に応じた体制を構築していきたいと考えています。
2	推計方法	主な意見	「必要病床数と病床機能報告制度における病床数との比較」では、これまでの考え方、推計方法にもとづき、地域ごとの差はあるものの、結果として全県で16,453床から13,584床へ約2,900床も減る（18%もの大幅な削減）ような「構想」となっています。「強制的な削減」をするものではないとしても、「数字がひとり歩きする」ことのないよう求めます。
		県の考え方	必要病床数は平成25（2013）年度のレセプトデータに基づいていることや、病床機能報告が医療機関の自主的な判断に基づいていることから、本県としては、必要病床数は医療機能の分化・連携を進めるための目安と位置付けており、地域医療構想の実現に向けては、過度に数字に捉われることなく、あるべき医療提供体制の議論を優先して進めてまいります。
3	必要病床数	主な意見	必要病床数については、今後も慎重な議論が必要であることから、拙速な判断は行わないこと。
		県の考え方	必要病床数については、医療機能の分化・連携の議論を進めていくための目安と位置付けています。なお、平成37（2025）年の医療需要については、平成25（2013）年度のレセプトデータ等を基にしていることから、その後の状況変化や社会情勢をふまえ見直しが図られる予定です。
4	未稼働病床整理	主な意見	未稼働病床の整理について、「医療資源の有効活用」との観点は重要であります。なぜ「未稼働病床」となったのか検証する必要があるのではないのでしょうか。単に「入院患者が減少したから」と結論づけている印象があります。医師・看護師などの医療従事者の不足・偏在など十分な検証をお願いし、全県民が安心して医療サービス提供を受けることが出来る体制をつくってください。
		県の考え方	未稼働病床の整理については、対象となった医療機関に対して、個別ヒアリングや必要に応じて現地調査を行うなど、各医療機関の実情を確認しながら実施しています。今後も、引き続き病床の稼働状況の把握等の進捗管理を行いながら、地域医療構想調整会議において協議していくこととしています。
5	在宅医療	主な意見	療養病床の入院患者のうち医療区分1の患者の70%は在宅医療等とした点についてその根拠はなく、十分な受け皿の整備なしに病床削減のための機械的な試算といえます。在宅で療養できる環境整備、医療や介護の診療報酬上の評価の充実など具体的な施策が示されないままに在宅への移行を進めることは非常に危険です。フレームワークの丁寧な作成を期待します。
		県の考え方	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と在宅医療体制の整備をはじめとする「地域包括ケアシステムの構築」は、車の両輪として取り組むべきものと考えています。フレームワークについては、三重県在宅医療推進懇話会で丁寧な議論を重ねながら継続的な改善に取り組んでいきます。
6	医療従事者	主な意見	地域医療を守るために、そこで働く医療従事者の確保は重要です。しかし、医療職場は離職率も高いことから、職場環境の改善を行うこと。
		県の考え方	三重県医療勤務環境改善支援センターにおいて実態把握に努めるとともに、ワークライフバランス事業や「女性が働きやすい医療機関」認証制度の活動を通じ、医療機関の勤務環境等の改善に向けた自主的な取組を支援していきたいと考えています。
7	住民参画・周知	主な意見	地域医療構想および地域医療構想調整会議の内容や進捗状況が県民に広く周知されているのか疑問が残ります。ホームページや広報だけでなく、地域医療構想について多くの県民が知ることができ、県民にもっと地域医療を考えてもらう機会を様々な形で周知していただきたいと考えます。
		県の考え方	住民への具体的な周知については、県や市町の様々な広報媒体の活用等を検討しておりますが、より良い方法を市町とも協議しながら進めていきたいと考えています。

内容		主な意見（上段）とこれに対する県の考え方（案）（下段）
8	地域づくり	主な意見 病院は地域づくり、まちづくりの核となる施設です。その配置については、郊外地へ立地させるのではなく、車を利用できない人でも通院できる、公共利便性の高い場所に立地させることとし、周辺のまちづくりとあわせて面的な検討を行う必要があると考えます。
		県の考え方 医療は、地域で安心して暮らしていくための重要なインフラであり、医療機関の立地については、市町をはじめ地域の関係者と連携しつつ、地域医療構想調整会議においても議論していくことが必要であると考えています。
9	あるべき医療提供体制	主な意見 若い世代の都市部への流出により、高齢者のみの世帯が増加し、加えて地域コミュニティの希薄化が進んでいる中で、地域（在宅医療）でのウェートを増やすことは現実的とは思えない。地域住民が安心して暮らしていくためには、各地域に複数の急性期・回復期・慢性期を担う医療機関が必要であると考えます。地域の維持・存続のためにも医療機関の存在は大きなものがあることから、医師確保とあわせ医療体制を整備してもらいたい。
		県の考え方 必要病床数の推計にあたっては、政策的に在宅医療への移行を前提とした推計になっていますが、こういった患者が、現在の病院・診療所以外の「在宅医療等」で対応できるのか、今後、地域において検討を進めていく必要があると考えており、医療機能の分化・連携を進めるにあたっては在宅医療体制の整備状況を勘案するなど、地域の実情をふまえた医療提供体制を構築してまいります。
10	あるべき医療提供体制（松阪）	主な意見 私の住む松阪市には、総合病院が3つあり充実しているように思われますが、それぞれの病院では受診する方も多く、決して需要に対して供給が足りているとは思いません。地域医療構想の中では、将来的に3つの病院を集約化していくようなことが書かれていますが、今の体制をできるだけ崩さないような構想をお願いしたいです。特に救急体制は、住民が利用しやすいようにお願いしたいです。
		県の考え方 県としては、平成37（2025）年におけるあるべき医療提供体制を考える上で、救急医療体制の確保は重要な課題であると認識しており、それぞれの地域の救急医療体制が維持できるよう、引き続き地域医療構想調整会議において、丁寧な議論を重ね、地域の実情に応じた体制を構築していきたいと考えています。
11	あるべき医療提供体制（伊勢志摩）	主な意見 市立伊勢総合病院や県立志摩病院は「一定程度の急性期機能を担う」となっているが、高齢化が進む中で急性期機能をさらに充実しなければならないのではないかと。救急の受け入れができるよう、必要な医師の確保を進め、一定程度以上の急性期機能を果たしてもらいたい。
		県の考え方 公立病院等については、今後の地域医療構想調整会議等において、その役割を明確化し、あるべき医療提供体制の方向性に盛り込むこととしています。市立伊勢総合病院や県立志摩病院の「一定程度の急性期機能」についても、地域医療構想調整会議において議論しつつ、地域の実情に応じた体制を構築していきたいと考えています。
12	具体的取組	主な意見 三重県における医療提供体制の方向性について、基本的に回復期機能の充実が挙げられており、各地域の項目でも同様の記述があるが、そのための具体的な方策が示されていない。
		県の考え方 回復期機能の充実に向けては、地域医療構想調整会議における関係者の協議と医療機関の自主的な取組を基本としつつ、県としては地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備支援を行っていくこととしています。具体的には、今後の地域医療構想調整会議において検討を進めていきたいと考えています。
13	地域医療連携推進法人	主な意見 医療機能の分化・連携を推進するための方策として、地域医療連携推進法人制度の導入が挙げられているが、制度の運用は始まったばかりであり、制度の課題などもはっきりしていないことから、制度の導入ありきで検討を進めるのではなく、各地域の病院の現状を踏まえたうえで導入を検討していただきたい。
		県の考え方 地域医療連携推進法人制度は、地域医療構想を達成するための一つの選択肢と考えており、地域医療構想調整会議や医療機関相互の十分な議論のもと、活用されるものと考えています。
14	県の役割	主な意見 「策定体制等」では、重層的な意思形成の仕組みを構築とありますので、「実現するための取り組み」も重層的な取り組みを期待したいです。特に、在宅医療の充実については、富山県や滋賀県で県の保健所が中心となり市町と連携して、実態把握（統計資料の分析など）から課題抽出、解決まで行なわれていきます。三重県の在宅医療フレームワークはとてもよい枠組みと思いますが、県庁だけがするには、無理があるのではないのでしょうか。四日市を除いて、三重県の地域機関である保健所が、圏域の特性をとらえて、この部分をしっかり取り組むべきと考えます。法的にも保健所がすべきでしょう。なぜなら『地域保健法』『地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針』に明記されています。富山県や滋賀県は、法令遵守して保健所業務として取り組んでいるそうです。
		県の考え方 保健所の関与については、在宅医療の充実により効果的な取組となるよう、人員体制の問題も含め、検討してまいりたいと考えています。

8 国民健康保険制度改革について

1 本県における市町国保の現状

国民健康保険（以下「国保」という。）は、被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であって、国民皆保険の最後の砦といえるものです。

国保は、全国的に高齢者や低所得者の被保険者が多いという構造的な問題を抱えており、保険料収入が少なく医療費水準が高いなど厳しい財政運営になっています。また、小規模保険者（市町村）が多く、財政運営が不安定となりやすい状況にあります。さらに、被保険者にとっては、保険給付は同じであるにも関わらず、保険料（税）は市町村間で格差が大きいといった不公平感があります。

平成 27 年度における本県の市町国保の状況は次のとおりです。

（1）高齢者や低所得層の加入割合が高い。

- ・ 被保険者のうち、60 歳から 74 歳までの被保険者の割合は 56.1%
- ・ 被保険者のうち、無職者世帯の割合は 42.3%（平成 26 年度）

（2）小規模保険者の市町が多い。

- ・ 29 市町のうち 18 市町が、財政基盤が不安定になるリスクが高い被保険者数 1 万人以下の小規模保険者

（3）決算補填目的等の法定外一般会計繰入を実施している市町が多い。

- ・ 11 市町において、合計約 18 億円の決算補填目的等の法定外一般会計繰入を実施

（4）市町間の格差が大きい。

- ・ 一人当たり医療費の格差 1.45 倍（最高 443,524 円、最低 305,757 円）
- ・ 一人当たり保険料（税）の格差 1.77 倍
（最高 108,975 円、最低 61,421 円）
- ・ 保険料（税）現年度分収納率の格差 8.79 ポイント
（最高 97.56%、最低 88.77%）

2 制度改革の概要

平成 27 年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）において、国が国民健康保険への財政支援の拡充を行い、財政基盤を強化するとともに、平成 30 年度から都道府県が市町村とともに国保の運営を担い、財政運営の責任主体として中心的な役割を果たすこととされました。

具体的には、これまで市町が、市町単位で医療費の推計を行い、個別に国保事業運営を行ってきましたが、今後は、県が県全体の医療費の推計を行って、それを各市町に国保事業費納付金（以下「納付金」という。）という形で分担していただき、市町との共同運営を行う形になります。

(1) 県の役割

県と市町が共通認識に立って国保事業運営を行えるよう、三重県国民健康保険運営方針（以下「国保運営方針」という。）を定めます。

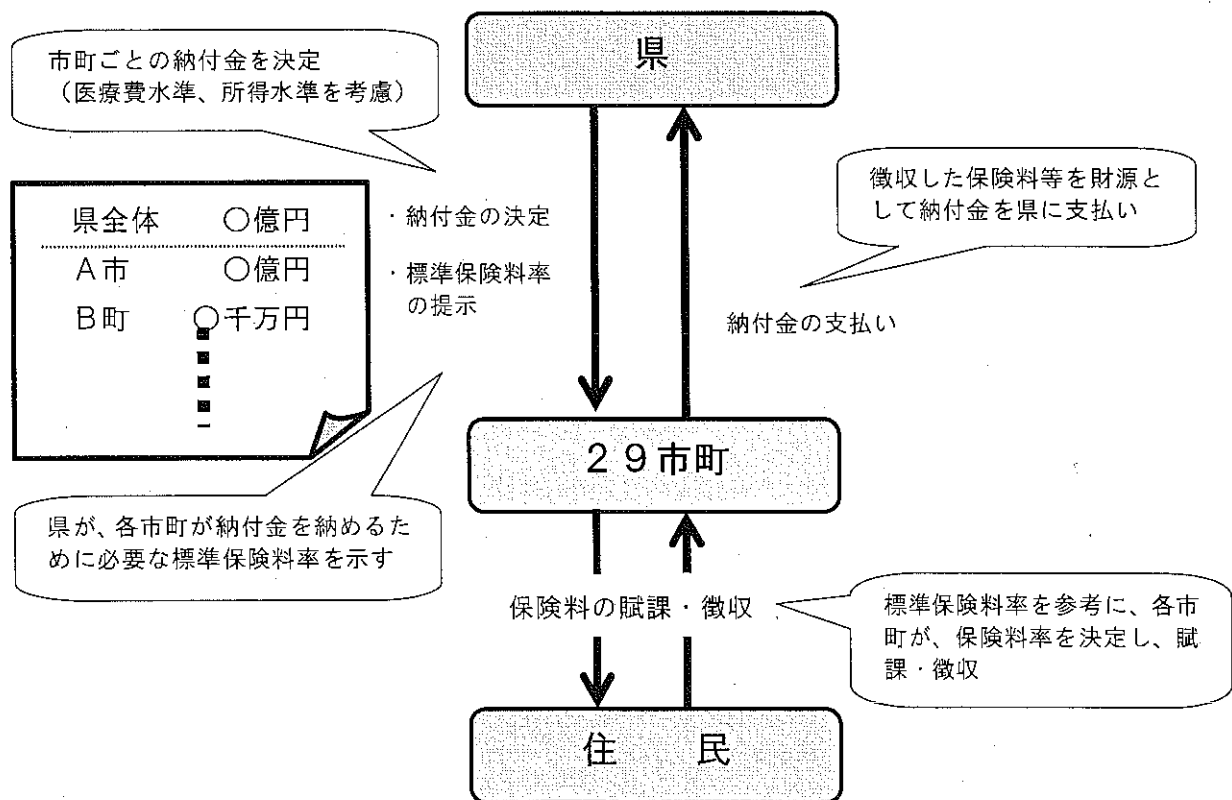
市町ごとの納付金と、それに見合う標準保険料率を算定して、市町に提示します。市町からの納付金、国及び県一般会計からの公費等を財源として、市町に対し、医療費等を支払えるよう交付金を配分します。

その他、予期しない医療費増加や保険料収納不足が生じた場合に備え、財政安定化基金を設置し、貸付や交付を行います。

(2) 市町の役割

県が算定した納付金を支払うため、県が示した標準保険料率を参考に、実際の保険料率を決定し、賦課・徴収を行うほか、被保険者の資格管理、健康づくりなどの保健事業等を引き続き行います。

<平成 30 年度からの国保財政運営の仕組み>



3 市町との検討状況

平成 27 年 11 月に、これまで 10 市町と三重県国民健康保険団体連合会で構成していた「三重県市町国保広域化等連携会議」の市町構成員を全 29 市町に拡大するとともに、当会議のもとに国保財政運営部会、収納率向上部会、医療費適正化部会、事務標準化部会の 4 つの作業部会を設置し、想定される個別課題の検討を行っています。

平成 29 年 1 月 31 日には、市長・町長を対象とした国保制度改革説明会を開催しました。

また、被保険者代表、公益代表等からなる「三重県国民健康保険運営協議会」を平成 30 年度から条例設置し、国保事業運営に関する事項について審議を行うこととなりますが、これに先立ち、平成 28 年 9 月に「三重県国民健康保険運営協議会準備会（以下「国保運営協議会準備会」という。）」を設置し、検討を進めています。

作業部会	主な検討課題
国保財政運営部会	市町ごとの納付金、標準保険料率の算定
収納率向上部会	保険料（税）の収納率の向上
医療費適正化部会	市町が取り組む医療費適正化に対する支援策
事務標準化部会	適切かつ効率的な事務処理

4 市町との主な協議事項

(1) 納付金の按分方法

① 考え方

市町ごとの納付金額は、県全体で必要となる納付金（医療給付費等から公費等を差し引いた額）を、市町ごとの所得水準、被保険者数、世帯数で按分し、市町ごとの医療費水準を反映して決定します。医療費水準を全く反映させない場合、市町が違ってても所得が同じであれば、基本的には同じ保険料となります。

現状では市町間で医療費水準や保険料に差がある中、将来的に保険料負担を平準化することをめざしますが、当面の医療費水準の反映度合や平準化の目標年度等については、今後、市町と十分協議したうえで決定する必要があります。

医療費水準の反映度合により、市町によって納付金が増える場合と減る場合がある（医療費水準の反映度合を下げると、医療費水準が低い市町の納付金は増え、医療費水準が高い市町の納付金は減る）ことから、その影響を確認しながら、市町と調整を図っていくこととなります。

② 仮算定の実施

納付金の按分方法等についての検討を行う際のたたき台とするため、県による国保財政運営が平成 29 年度から実施されたと仮定して納付金等を算定する「仮算定」を実施しています。3 回の仮算定を実施する中で、市町からの提出データを精査し、精度を高めていきます。

今後、納付金の按分方法等について県及び市町が合意形成したうえで、平成 29 年 9 月に実施を予定している第 3 回仮算定の結果は、平成 30 年度予算編成につなげるものとなります。

第2回仮算定の結果では、平成27年度と比較して一人当たり保険料額が増える市町が23市町、減る市町が6市町となっています。平成30年度からの財政支援拡充を算入していないなど、仮算定の結果は平成30年度からの市町における実際の負担を直接的に示すものではありませんが、現行制度よりも負担が増える市町も見込まれます。

(2) 市町への支援策

今回の制度改革にあたって、国からの財政支援の拡充として、平成27年度から低所得者対策の強化に全国で約1700億円が毎年措置されているとともに、予期しない医療費増加や保険料収納不足に備え、財政安定化基金を積み立てるための財源が措置されています。

また、平成30年度からは医療費適正化や保険料収納率向上等に係る支援等で、さらに約1700億円（合計3400億円）が毎年措置されることとなります。

市町ごとの納付金算定にあたって、負担が増える市町に対しては、増えた部分への激変緩和措置を講じることになりますが、その方法等については、現在、国において検討中です。

① 国による財政支援の拡充

【平成27年度から】

ア 低所得者対策の拡充

現行の保険者支援制度の補助対象や補助率を拡充

全国で毎年1700億円規模
三重県約19億6千万円（保険者支援制度の27年度実績は前年度比約19億6千万円増となっており、三重県における拡充相当と推定）

イ 財政安定化基金を段階的に造成

(ア) 予期しない県における医療費増加や市町における保険料収納不足に対応するための基金

27年度（全国）	200億円	（三重県）	約2.7億円
28年度（全国）	400億円	（三重県）	約5.4億円
29年度（全国）	1,100億円	（三重県）	約14.9億円
計（全国）	1,700億円	（三重県）	約23.0億円

（32年度末までに全国で2,000億円規模を確保）

(イ) 激変緩和措置のための特例基金等 29年度800億円

※都道府県への配分方法は現在、国において検討中

【平成 30 年度から】

- ア 財政調整機能の強化（毎年 700～800 億円規模）
自治体の責めによらない要因（精神疾患、子どもの被保険者数、非自発的失業者等）による医療費増・負担への対応
- イ 保険者努力支援制度の創設（毎年 700～800 億円規模）
医療費適正化、収納率向上に向けた取組等への支援
- ウ 高額医療費に対する支援の拡充（毎年数十億円規模）

ア～ウ 全国で毎年 1700 億円規模
※都道府県、市町村への配分方法は現在、国において検討中

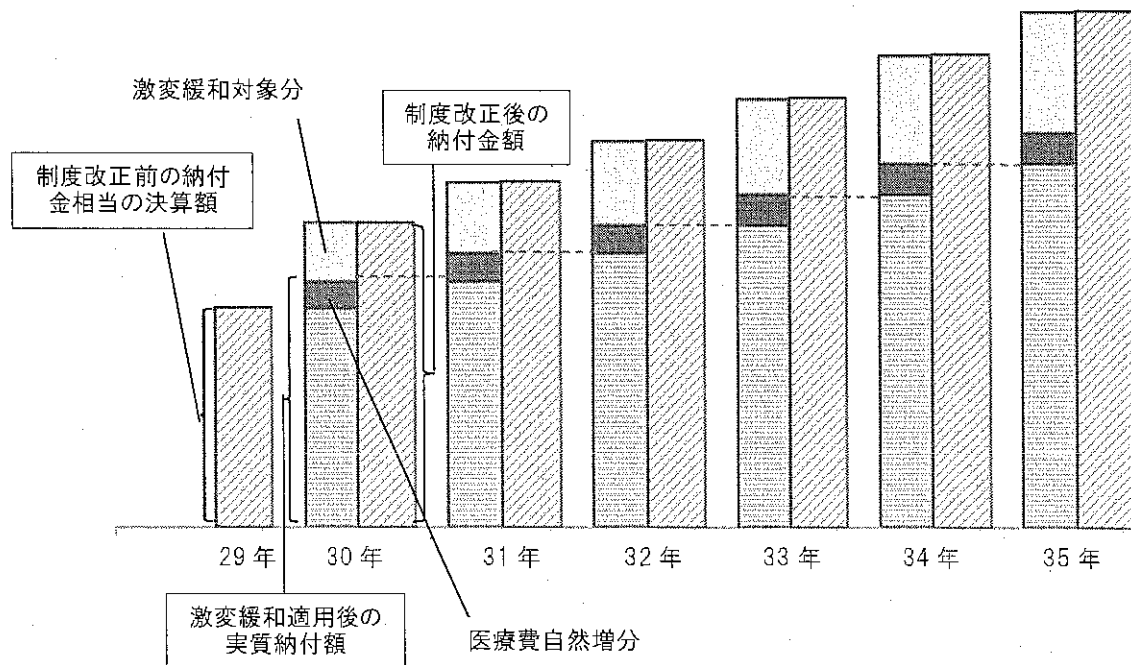
② 県による激変緩和措置

市町において、納付金が前年度に比べ、県が定める伸び率（医療費自然増等）を超えて、増加する場合には、激変緩和措置を講じます。

<激変緩和措置のイメージ（医療費水準が低い市町の例）>

※ 納付金算定への医療費水準の反映度合を平成 30～35 年の 6 年間で段階的に下げた場合

医療費水準の反映度合を下げると、医療費水準が低い市町の納付金は増えることになります。



5 今後の予定

- 平成 29 年 3 月 13 日 第 3 回国保運営協議会準備会
(国保運営方針骨子案の検討)
- 平成 29 年 4 月～
- 平成 30 年 2 月 市町国保広域化等連携会議及び作業部会を
必要に応じて開催
- 平成 29 年 6 月 第 4 回国保運営協議会準備会
(三重県国民健康保険基本条例(以下「国保基本条例」とい
う。)素案や国保運営方針素案の検討)
- 9 月 国保基本条例素案の提示
三重県国民健康保険財政安定化基金条例改正案の提出
第 5 回国保運営協議会準備会
(国保基本条例案や国保運営方針中間案の検討)
- 11 月 第 6 回国保運営協議会準備会
(国保基本条例案や国保運営方針最終案の検討)
- 12 月 国保基本条例案の提出
国保運営方針の決定
- 平成 30 年 2 月 納付金・標準保険料率の確定
第 7 回国保運営協議会準備会(納付金等算定の結果報告)
- 3 月 納付金・標準保険料率の公表

9 MIE-NETの運用状況について

1 MIE-NET（救急患者情報共有システム）の導入の目的及び経緯について

本県の救急搬送における以下の①～③の課題を解決する手段の一つとして、救急現場における患者情報を医療機関とリアルタイムで共有できるネットワークシステムの構築に取り組むこととしました。システムの構築には地域医療再生基金を活用し、平成25年度に2つのモデル地域においてシステム開発を行い、平成26年度のテスト運用を経て、平成27年度から各モデル地域での運用を行っています。

- ①救急出動件数、搬送人員が増加していること
- ②救急現場から医療機関までの収容時間が長時間化していること
- ③重症患者の受入照会回数が多いこと

2つのモデル地域で地域特性に応じたシステムを運用し、効果を検証したうえで県内の各地域への展開を検討することとしました。

（地域医療再生基金事業採択のための目標設定）

大目標	重症傷病者の受入困難事案の低減による搬送時間の短縮
数値目標	重症傷病者の受入医療機関照会回数4回以上事案を30%低減

2 システムの概要について

当該システムの運営管理については、三重大学内に設置した非営利活動法人 三重緊急医療情報管理機構（三重大学医学部附属病院と伊勢赤十字病院の医師等が中心になって設立した法人）に補助することにより実施されています。

（1）中勢伊賀地域

地域の状況	・中勢地域は、医療機関への収容時間が長時間化、重症患者の受入照会回数が多い状況 ・伊賀地域は、搬送先が輪番制等によりほぼ固定している状況
導入の目的	a) 救急車の現場到着から病院到着までの平均所要時間の短縮 b) 救急車の平均現場滞在時間の短縮 c) 重症患者の受入照会回数の低減
概要	救急車からは患者情報を、病院側からは受入可否の状況を随時入力することにより、搬送先を選定できるシステム
端末の配備先	全救急車及び通信指令（津市消防本部15台、伊賀市消防本部9台、名張市消防本部6台）、15病院（三重大学医学部附属病院、国立病院機構三重病院、二次救急輪番病院）
経緯	平成25年度システム整備 平成26年度テスト運用 平成27年度試験運用開始（輪番時間外での運用） 平成28年1月から運用拡大（津地域のみ全時間帯で運用）

（2）伊勢志摩地域

地域の状況	伊勢志摩地域は、搬送先が輪番制等によりほぼ固定している状況
導入の目的	a) 急性心筋梗塞事例の病院到着から冠動脈再開通までの所要時間の短縮
概要	救急車の動態情報や画像の送信による患者情報を病院が把握できるシステム（患者情報も入力できるシステムではあるが、入力は任意としている）
端末の配備先	全救急車（伊勢市消防本部9台、鳥羽市消防本部3台、志摩広域消防組合消防本部6台）、伊勢赤十字病院
経緯	平成25年度システム整備 平成26年度テスト運用 平成27年度 試験運用開始（伊勢市、志摩市の一部の救急車、鳥羽市の全救急車） 平成28年6月から本格運用（伊勢市、志摩市も全救急車に配備）

3 システムの検証結果について

試験運用を開始した平成27年4月から約2年が経過したことから、今年度両地域のデータの分析を行うとともに、医療機関、消防機関等関係者のヒアリングを実施しました。

(1) モデル地域におけるデータの分析結果について

(詳細は「別紙 モデル地域におけるデータの分析結果について」のとおり)

①中勢伊賀地域

a) 救急車の現場到着から病院到着までの平均所要時間の短縮

- ・津市消防本部、伊賀市消防本部においては、全搬送、重症事例とも平均所要時間は長くなっており、システム導入による十分な効果は得られませんでした。
- ・名張市消防本部において、全搬送で1分5秒、重症事例で36秒の短縮し、一定の効果がありました。

b) 救急車の平均現場滞在時間の短縮

- ・津市消防本部においては、全搬送、重症事例とも平均所要時間は長くなっており、システム導入による十分な効果は得られませんでした。
- ・伊賀市消防本部においては、重症事例で54秒短縮し、一定の効果がありました。全搬送では平均所要時間が長くなっており、システム導入による十分な効果は得られませんでした。
- ・名張市消防本部においては、全搬送で4秒、重症事例で53秒短縮し、一定の効果がありました。

c) 重症患者の受入照会回数の低減

- ・津市消防本部においては、重症事例で、4回以上の割合は、8.2%から5.9%に減少し、全搬送では、4回以上の割合が9.4%から6.9%に、11回以上の割合が0.6%から0.3%にそれぞれ減少しており一定の効果がありました。
- ・伊賀市消防本部においては、重症事例で、4回以上の割合は、0.7%から0.8%に増加し、全搬送においても4回以上の割合が0.7%から1.6%に増加しており、システム導入による十分な効果は得られませんでした。
- ・名張市消防本部においては、4回以上の割合は、2.8%から1.4%に減少し、全搬送では、4回以上の割合が3.2%から1.8%に減少しており、一定の効果がありました。
- ・なお、11回以上受入照会回数については事例数が少なく(津市消防本部の全搬送除く)十分な効果検証ができませんでした。

②伊勢志摩地域

a) 急性心筋梗塞事例の病院到着から冠動脈再開通までの所要時間の短縮

- ・所要時間が90分以内の割合は、医師数が少ない夜間帯において、導入前の33%から導入後は55%と高くなっており、一定の効果がありました。

所要時間90分以内の割合

日勤帯(8:30~17:00) 導入前 71% → 導入後 73%

夜間帯(17:00~8:30) 導入前 33% → 導入後 55%

(2) 関係者のヒアリング結果について

- ・画像送信機能は、医療機関にとって有効との意見がありました。(伊勢志摩地域)
- ・医師等が少ない夜間帯等において、応需状況のリアルタイム更新が困難な医療機関がありました。(中勢伊賀地域)
- ・入力項目が、既存の消防のシステムや報告と重複しています。(両地域)
- ・特に重症事例では、リアルタイムの入力が困難であり、帰署後に事後入力しているケースが多く、入力項目の簡素化などシステムの改善を求める声がありました。(中勢伊賀地域)

4 今後の進め方について

- (1) 3のシステムの検証結果については、救急搬送業務全体の観点から、システムのモデル運用に参加した医療機関、消防本部及び各市医療部局関係者と引き続き検討を行います。
- (2) 中勢伊賀地域、伊勢志摩地域の各システムの運用面における業務負担の軽減や費用対効果についても検討します。
- (3) モデル地域における今後のシステム運用や費用の地元負担のあり方、さらには、県内地域への展開など、M I E-N E Tの今後の取組の方向性について、医療審議会救急医療専門部会等において有識者等の意見も聴きながら、平成29年中を目途に取りまとめます。

(別紙) モデル地域におけるデータの分析結果について

①中勢伊賀地域

a) 救急車の現場到着から病院到着までの平均所要時間

	津市消防本部		伊賀市消防本部		名張市消防本部	
	全搬送	うち重症	全搬送	うち重症	全搬送	うち重症
H25	31分35秒	32分49秒	17分48秒	23分14秒	17分33秒	20分56秒
H27			19分30秒	26分20秒	16分28秒	20分20秒
H28	32分7秒	33分19秒				
導入前との差	+32秒	+30秒	+1分42秒	+3分6秒	▲1分5秒	▲36秒

b) 救急車の平均現場滞在時間

	津市消防本部		伊賀市消防本部		名張市消防本部	
	全搬送	うち重症	全搬送	うち重症	全搬送	うち重症
H25	18分4秒	17分34秒	18分54秒	20分00秒	17分38秒	18分5秒
H27			19分18秒	19分06秒	17分34秒	17分12秒
H28	18分29秒	17分47秒				
導入前との差	+25秒	+13秒	+24秒	▲54秒	▲4秒	▲53秒

c) 重症患者の受入照会回数

重症

	津市消防本部		伊賀市消防本部		名張市消防本部	
	4回以上	11回以上	4回以上	11回以上	4回以上	11回以上
H25	90件 (8.2%)	3件 (0.6%)	3件 (0.7%)	0回 (0%)	12件 (2.8%)	1件 (0.2%)
H27			11件 (0.8%)	0回 (0%)	6件 (1.4%)	1件 (0.2%)
H28	69件 (5.9%)	3件 (0.6%)				

全搬送

	津市消防本部		伊賀市消防本部		名張市消防本部	
	4回以上	11回以上	4回以上	11回以上	4回以上	11回以上
H25	1201件 (9.4%)	80件 (0.6%)	28件 (0.7%)	1回 (0.0%)	111件 (3.2%)	4件 (0.1%)
H27			66件 (1.6%)	1回 (0.0%)	57件 (1.8%)	5件 (0.2%)
H28	922件 (6.9%)	35件 (0.3%)				

※すべて暦年の集計結果です。

※システム運用前のデータを平成25年とし、それぞれの消防本部のシステム運用後の最新データを比較対象としています。

※津市消防本部における最新データは、全時間帯の運用を開始(平成28年1月から開始)した平成28年データを比較対象としています。

※伊賀市消防本部、名張市消防本部における最新データは、集計できる最新データが平成27年であるため、これを比較対象としています。

※各消防本部から提供を受けた個別搬送データについて、所要時間等が算出できないものを除いたうえで県が独自に算出したものであるため、各消防本部がホームページ等で発表しているデータ等と数値が異なる場合があります。

10 三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画 第5次計画 (最終案) について

1 本県におけるDV被害の現状、計画策定の趣旨

県内のDV相談件数は、平成22年度以降は1,000件前後で推移しており、平成27年度は1,083件でした。DV被害の内容としては、「ことばの暴力、無視など」の割合が12.9%と最も高くなっており、相談の有無と相談先については、「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」の割合が54.2%と最も高くなっています。

県では、平成14年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)に基づき、平成18年3月に本計画を策定し、平成26年度からは第4次計画として、DV防止及び被害者の保護等に取り組んできました。

今年度が現計画の最終年度となることから、有識者や関係機関の代表者等で構成する懇話会等において意見を聴取し、第5次計画を策定します。

2 最終案の概要

(1) 計画の策定にあたって (別冊5 1頁～)

① 計画の位置付け

DV防止法第2条の3第1項に基づき定める計画です。

② 計画期間

平成29年度から平成31年度までの3年間とします。

③ 本県におけるDVの現状

ア 相談件数等の推移

- ・ DV相談等の現状
- ・ 警察における配偶者からの暴力相談対応状況
- ・ 三重県男女共同参画センターにおける相談等対応状況

イ 県民の意識

- ・ DV防止法の認知度
- ・ DV防止・被害者支援対策について
- ・ DVを受けた時の相談の有無
- ・ DV被害の内容
- ・ 相談の有無と相談先
- ・ 相談窓口の認識

④ 計画における基本的な考え方・視点

- ・ DV問題を単に被害者と加害者間の問題としてではなく、社会全体で受け止め、DVが起こらない社会の実現に向けて「気づき」等を促していきます。
- ・ DV被害の早期発見・早期対応により、「安全」「安心」の確保が図られ、被害者の自立等に向けた適切な支援が受けられる環境を充実します。

- ・ DVと児童虐待との関連を重視し、被害者及び子どもの最善の利益のため、総合的な支援が適切に提供されるようにします。
- ・ 市町をはじめとする関係行政機関との連携を図りつつ、地域住民、団体と協働して取り組みます。
- ・ 市町における取組が促進されるよう、県の取組の方向性、その具体的な内容などを計画に記載します。

⑤ めざすべき社会像

- 1 DVが「起こらない」社会
- 2 DV被害に「気づく」ことができる社会
- 3 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護及び自立への支援が受けられる」社会
- 4 DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

(2)計画の内容 (別冊5 16頁～)

① DVが「起こらない」社会

【主目標】DV防止法を知っている人の割合

- ア DVをはじめとする暴力を許さない社会意識の形成と教育の推進
- イ 加害者にならないための取組研究

② DV被害に「気づく」ことができる社会

【主目標】DV被害を受けた経験のある人のうち、どこ(だれ)かに相談したことがある人の割合

- ア 関係機関等による発見・通報のための環境づくり

③-1 DV被害者の「安全・安心が確保され相談・保護への支援が受けられる」社会

ア 総合的な調整機能の強化

イ 相談体制の整備

ウ 保護体制及び加害者対策の強化

エ 関係機関・職務関係者への研修やサポート体制の充実と被害者等の個人情報保護の徹底

③-2 DV被害者の「安全・安心が確保され自立への支援が受けられる」社会

【主目標】一時保護されたDV被害者が婦人保護施設等への入所や地域における自立生活につながった人の割合

ア 自立支援のための体制づくり

イ 子どもへの支援のための体制づくり

ウ 外国人、障がい者、高齢者等への対応

④ DVに対して「多様な主体が取り組む」社会

【主目標】市町基本計画を策定した市町数

- ア DV防止ネットワークの構築と強化
- イ 保護及び自立支援における関係機関の連携強化
- ウ 市町におけるDV対策の促進支援
- エ 苦情の適切かつ迅速な処理の推進

(3) 計画の総合的な推進と進捗の評価 (別冊5 31頁～)

DVに対応するための県の施策は複数の部局が担当しており、計画の遂行及び成果を上げるには、各部局の施策の総合的展開が重要です。そのため、計画策定部局である健康福祉部子ども・家庭局が中心となり、各部局の取組及び市町の取組の進捗状況を把握し、計画の進捗管理を行うとともに、PDCA(計画→実行→評価→改善)のサイクルに基づき、計画を着実に推進していきます。

11 三重県家庭的養護推進計画の数値目標の一部見直しについて

1 要旨

「三重県家庭的養護推進計画」における里親・ファミリーホームの要保護児童の割合について、平成31年度の数値目標を24.5%（現行21.5%）に、平成36年度の数値目標を28.9%（現行27.4%）に上方修正するとともに、合わせて関連数値の修正を行います。

2 内容

(1) 計画の概要

本計画は、社会的養護を必要とするすべての子どもが、家庭的な養育環境の中で豊かに育ち、最善の利益が保障される三重県を目指して、家庭養護推進（里親・ファミリーホーム）の支援や施設の小規模化・地域分散化等を進めるため、その具体的な方策として平成27年3月に定めたものです。

平成41年度までの15年間で3期（前期、中期、後期）に分けて目標を設定し、最終的に本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合を概ね3分の1ずつにすることにしています。

(2) 改訂理由

里親・ファミリーホームへの委託を推進するため、里親専任の職員を児童相談センター及び北勢児童相談所に配置するとともに、里親制度の広報・啓発を進めるため、児童養護施設や乳児院に配置されている里親支援専門相談員の協力を得ながら、全市町で里親説明会・出前講座を実施してきました。

さらに、毎年10月の里親月間においては、里親シンポジウムの開催や県広報誌への掲載、ラジオスポットCMの放送なども行っています。

これらの取組により、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合が初年度で21.0%と平成31年度（前期）の数値目標21.5%に迫ることになりました。このことから、本計画の数値目標を上方修正するものです。

(3) 新たな数値目標の考え方

関係機関と調整した結果、本体施設、グループホーム、里親・ファミリーホームにおける要保護児童の割合を平成41年度までに概ね3分の1ずつにしていくという考え方は変更せずに、里親・ファミリーホームの平成27年度の実績値21.0%をベースとし、平成41年度の数値目標33.3%に向け、毎年同じ割合で増加するよう数値を上方修正することとしました。

これに伴い、平成31年度の数値目標を24.5%（現行21.5%）に、平成36年度の数値目標を28.9%（現行27.4%）にします。

【算定根拠】

$(33.3\% (H41 \text{ 年度}) - 21.0\% (H27 \text{ 実績})) \div 14 \text{ 年} = 0.8786 / \text{年}$

H31 年度 $21.0\% + 0.8786 \times 4 \approx 24.5\%$

H36 年度 $21.0\% + 0.8786 \times 9 \approx 28.9\%$

※H27 実績をベースに算定するため、計算上、H31 年度は 4 年後、H36 年度は 9 年後になります。

	本体施設	グループホーム	里親・ファミリーホーム
平成 26 年 12 月現在	411 人 (76.1%)	42 人 (7.8%)	87 人 (16.1%)
平成 31 年度 (4 年後)	326 人 (60.4%)	98 人 (18.1%)	116 人 (21.5%)
変更後	310 人 (57.4%)		132 人 (24.5%)
平成 36 年度 (9 年後)	250 人 (46.3%)	142 人 (26.3%)	148 人 (27.4%)
変更後	242 人 (44.8%)		156 人 (28.9%)
平成 41 年度 (14 年後)	194 人 (35.9%)	166 人 (30.7%)	180 人 (33.3%)

3 今後の取組方針

すべての児童ができるだけ家庭的な環境で養育されるよう、引き続き本計画の着実な推進を図ります。

また、本計画の進行管理については、児童福祉法の改正に伴い設置された国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」の検討状況も注視しながら、関係機関と協議、調整しながら進めていきます。

12. 国児学園のあり方検討報告書(最終案)について

1 検討の目的・趣旨

特別なケアを必要とする指導困難児の増加など、児童自立支援施設が抱える今日的な諸課題に対応し、将来的にも持続可能な組織運営を確保するため、本県の児童自立支援施設である「国児学園」の将来的なあり方を検討します。

2 外部委員会の設置

「国児学園のあり方検討委員会」を設置し、4回開催しました。

委員会では、子どもの権利擁護、個別支援、心理治療的ケア、家庭環境の調整、退所準備など、三重県唯一の児童自立支援施設として求められる役割や専門性について議論しました。

3 最終案の概要

(1) 国児学園の現状と課題(別冊7 4頁)

入所児童における指導困難児の割合の増加、職員不足、長時間の時間外勤務、個別空間の確保、施設の老朽化など、国児学園が直面している課題について整理します。

- ① 子どもの権利擁護
- ② 指導困難児及び非行相談以外の入所割合の増加
- ③ 子どもたちのニーズへの対応
- ④ 家庭環境の調整
- ⑤ リーピングケア(退所準備)
- ⑥ 退所後の支援
- ⑦ 地域支援機能
- ⑧ 職員体制と勤務の状況
- ⑨ 学校教育
- ⑩ マネジメント体制
- ⑪ 児童の生活環境

(2) 基本方針(別冊7 10頁)

以下のとおり整理します。

「児童福祉法及び児童自立支援施設運営指針をふまえ、小舎夫婦制の維持と運営体制の充実を図るとともに、多職種の専門職チームとの連携により、子どもたちの心身の健やかな成長を保障します。」

(3) 国児学園の今後のあり方(別冊7 12頁)

「国児学園のあり方検討委員会」における議論等をふまえ、13の視点で整理します。

- ① 子どもの権利擁護
 - ・ 入所時における施設の役割や支援内容の説明、園内の生活空間におけるプライバシーの確保、子どもが意見や苦情を表明しやすい環境の整備等の取組を進めていきます。
- ② 小舎夫婦制の維持と充実
 - ・ 将来的な持続可能性を確保するため、寮担当職員の負担を軽減できるよう体制を充実し、児童への処遇向上を図ります。
 - ・ 定員は30人とします。
- ③ 心理的ケアの拡充
 - ・ 心理的ケアを拡充するため、常勤の心理職の配置や相談室の整備を検討します。
- ④ 家庭環境調整機能の拡充
 - ・ 児童相談所、市町、学校等の関係機関と連携し、家族の状況や入所後の経過等について情報共有し、適切に家庭環境の調整が行えるよう、常勤の家庭支援専門相談員の配置を検討します。
- ⑤ 入所児童の進路選択をふまえた自立支援計画の策定
 - ・ 児童相談所等の関係機関との連携のもと、アセスメントを適切に行い、一人ひとりの子どもの特性等に応じた自立支援計画を策定し、定期的に進捗状況等の振り返りや計画の見直しを行います。
- ⑥ リービングケア（退所準備）の拡充
 - ・ 施設退所後の生活に円滑に移行できるよう、一人ひとりの子どもの特性等に応じた課題設定・目標設定に取り組みます。
- ⑦ アフターケアの拡充
 - ・ 家庭復帰後の支援が行えるよう、国児学園の体制を充実し園内業務の負担軽減を図るとともに、市町など退所者の地元の社会資源との連携体制を構築します。
- ⑧ 高校進学者への対応
 - ・ 高校進学者への対応の必要性と課題については継続検討課題とします。
- ⑨ 職員の専門性の向上
 - ・ 職員にさまざまな経験（キャリア）を積ませることで視野を広げ、資質の向上を図るため、福祉技術専門職のジョブローテーションやスペシャリストコースの設定等、職員の採用方法や人事異動について検討します。
- ⑩ 住環境の整備
 - ・ 各寮舎に個浴室や洋式トイレを整備するとともに、「個別空間の確保」など、計画的な施設改修を行っていきます。
- ⑪ 学校教育との連携・協働
 - ・ 入所中の子どもたちの学習権を保障するとともに、子ども一人ひとりの学力等に応じた学習支援や進路決定の支援、スポーツや文化活動を通じた豊かな人間性の育成に取り組んでいきます。

⑫ 関係機関連携と地域支援の強化

- ・ 児童養護施設、あすなろ学園などの関係機関との連携を進めるための仕組みを構築します。
- ・ 地域支援への対応については、継続検討課題とします。

⑬ マネジメント体制の強化

- ・ 職員会議等の開催を活発にして、中・長期的な学園運営のあり方等について議論し、全職員による問題意識の共有を図るとともに、マネジメント体制の強化を図ります。

4 今後の予定

最終案を本年度中にとりまとめ、平成 29 年度は本報告書の実現に向けた具体的検討を進めます。

13 家庭教育の充実に向けた取組について

I 三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）最終案について

1 戦略策定の目的

少子化の進行や共働き家庭の増加等、家庭を取り巻く環境が変化する中、「教育の原点」である家庭教育に対する支援の必要性が高まっていることから、家庭教育の充実を図るための応援戦略を策定し、子どもたちの「生き抜いていく力」の育成につなげます。

2 検討経過等

この戦略は、外部有識者や関係団体代表などで構成する「三重県家庭教育の充実に向けた検討委員会」及び庁内WGにより検討し、パブリックコメント、市町への意見照会における意見や、議会、三重県総合教育会議などでいただいた意見をふまえ、最終案を取りまとめました。

（中間案からの主な修正点は別紙1を、議会常任委員会でいただいた意見への対応については別紙2をご参照ください）

○ パブリックコメント（詳細は別紙3をご参照ください）

実施期間：平成28年12月16日～平成29年1月15日

意見総数：30件

市町等関係機関へも意見聴取し、市町から5件の意見がありました。

3 戦略の最終案の概要（詳細は別冊8-1をご参照ください）

第1章 戦略策定の基本的事項

家庭教育のとらえ方、戦略の期間等、基本的事項を整理しています。

第2章 現状と課題

家庭や子どもの状況等、家庭教育をめぐる現状と課題を整理しています。

第3章 基本的な方向性

「基本理念」「基本方針」「取組の視点」を整理しています。

(1) 基本理念

子どもたちの豊かな未来の実現に向け
「子育ての喜び」を共に育む家庭教育応援の取組を
家庭の自主性を尊重するという基本姿勢のもと
社会全体の「つながり」の中で進める

(2) 基本方針

- ① 保護者と子どもの学びの応援
- ② 多様な主体で家庭を支える取組の充実
- ③ 家庭教育を応援する体制づくり

(3) 取組の視点

- ① 切れ目のない応援
- ② 地域の特徴や家庭の実情に応じた応援
- ③ 既存の取組の活用

第4章 取組方策

基本方針を具体的に展開するため、10の「取組方策」と3つの「家庭教育応援プロジェクト」を整理しています。

(取組方策)

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ① 幅広い学習機会や情報の提供 | ⑥ 社会全体で家庭を支える気運の醸成 |
| ② 学習コンテンツの充実 | ⑦ 応援のための基盤づくり |
| ③ 子どもの習慣づくり | ⑧ 県、市町、学校等の連携強化 |
| ④ 次代の親としての学びの推進 | ⑨ 人材の養成 |
| ⑤ 多様な主体の連携による活動の促進 | ⑩ 相談体制の充実 |

(家庭教育応援プロジェクト) … 複数の取組を横断的・総合的に展開するもの

テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的な生活習慣づくり

テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

第5章 戦略の推進にあたって

多様な主体への期待、県と市町の役割分担、庁内の役割分担および連携、戦略の進行管理を整理しています。

4 名称について

「三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略（仮称）」を改め、「みえ家庭教育応援プラン」を正式名称として策定します。

5 今後の予定

議会等での議論をふまえ、3月中に策定します。策定後すみやかに県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。

II 子ども・家庭局の平成29年度の実施方針

「みえ家庭教育応援プラン」を効果的に進めていくため、家庭教育応援プロジェクトの実施をふまえ、気運醸成と家庭教育を応援する体制づくりを進めるとともに市町の取組を支援することを中心に以下の方策に取り組めます。

（平成29年度当初予算 家庭教育支援推進事業費 2,569千円）

【気運醸成】

「みえ家庭教育応援プラン」に基づき、家庭教育に関する理解を広く県民に対して啓発し、気運醸成を図るため、リーフレットの作成や「家庭教育フォーラム（仮称）」を開催します。

【市町との連携体制づくり】

地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている多様な家庭に応じた取組を進めるため、各地域それぞれの強みや特徴を生かした家庭教育の応援のためのネットワークづくりを、市町と連携したモデル事業により具体化し、その横展開を図ります。

また、家庭教育に関する取組の具体化や市町との連携体制づくりを進めるため、市町等の関係者が集い情報共有や情報交換するなど、連携が図られる場づくりに取り組めます。

【企業との連携】

企業におけるワーク・ライフ・バランスのさらなる推進や男性の育児参画の推進を一層図るなど、関係部局と連携を図り、社会全体で家庭を支える気運を高めます。

別紙目次

別紙1	中間案からの主な修正点	・・・	48
別紙2	議会常任委員会でいただいた意見への対応について	・・・	54
別紙3	パブリックコメント等の結果概要について	・・・	58
別紙4	本戦略の特徴	・・・	60

別紙 1

中間案からの主な修正点（詳細は別冊 8-2 の新旧対照表をご参照ください）

(1) 基本理念の記述内容の修正（P19：頁数は最終案本冊のもの、以下同じ）

基本理念の『子育ての喜び』を共に育む家庭教育応援の取組』の説明文について、趣旨がより適切に伝わるよう表現を修正しました。

（←パブリックコメントをふまえた修正）

《修正前》

家庭教育応援の取組は、家庭教育を担う保護者の学びを応援するものでもあり、「保護者が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていく」という視点をふまえることが大切です。そしてそのためには、保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう取り組むことが極めて重要と考えられます。

《修正後》

家庭教育応援の取組は、家庭教育を担う保護者を応援するものでもあり、「保護者が子育てを通じて自らの人生を豊かにしていく」という視点をふまえることが大切です。そしてそのためには、知識やスキルを伝えることに重きを置くのではなく、保護者の元気や子育てに対する意欲が引き出されるよう取り組むことが極めて重要と考えられます。

(2) 基本理念の「めざすべき姿」の記述内容の修正（P20）

基本理念の「めざすべき姿」に、保護者にとって「多くの人との関わり合い」が重要であるという趣旨が伝わるよう、加筆を行いました。

（←パブリックコメントをふまえた修正）

《修正前》

保護者が、子育てに喜びや希望を感じ、またそのことを通じ成長し、自分自身の人生を豊かなものになっている。

《修正後》

保護者が、多くの人との関わり合いの中で、子育てに喜びや希望を感じ、またそのことを通じ成長し、自分自身の人生を豊かなものになっている。

(3) 取組方策①「幅広い学習機会や情報の提供」の取組の追加 (P25)

取組方策①「幅広い学習機会や情報の提供」の「基本的な取組」として「食育に関する情報や学習機会の提供」を追加しました。

(←農林水産部からの提案による追加)

《追加》

(食育に関する情報や学習機会の提供)

- 家庭教育の中で、食に関する正しい知識を子どもに伝えられるよう、市町、学校等、関係団体など、さまざまな主体と連携のうえ、食育に関する情報発信や学習機会の提供に努めます。

(4) 「推進のポイント」—「企業との連携・協力の促進」の記述内容の修正 (P33)

取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」—「推進のポイント」—「企業との連携・協力の促進」の記述内容について、「従業員の家庭は企業の基盤である」という観点からの記述を加えるなどの修正を行いました。

(←総合教育会議の意見、および検討委員会の意見をふまえた修正)

《修正前》

- 企業に対しては、仕事と子育ての両立支援を進める中での保護者への普及啓発や子育てしやすい職場づくりなど、企業活動をとおして家庭教育を応援することを働きかけます。

《修正後》

- 企業に対しては、「従業員の家庭は企業の基盤である」という観点もふまえ、仕事と子育ての両立支援を進める中での従業員に対する啓発や子育てしやすい職場づくりなど、企業活動をとおして家庭教育を応援することを働きかけます。

(5) 取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の取組の追加 (P34)

取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の「基本的な取組」として「地域未来塾の推進」を追加し、貧困家庭を支援する取組の記載を充実させました。

(←議会の意見、およびパブリックコメントをふまえた修正)

《追加》

(地域未来塾の推進)

- 放課後、土曜日、日曜日、長期休業等を利用し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小中学校の子どもたちを対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力により子どもたちの学習習慣の確立と学力の向上を図るための学習支援活動「地域未来塾」を推進します。

- (6) 取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の取組の追加 (P35)
取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」の「基本的な取組」として「創意工夫等を行う場の提供」を追加しました。
(←雇用経済部からの提案による追加)

《追加》

(創意工夫等を行う場の提供)

- 創造性豊かな人間形成を旨とすることを目的として、県内の青少年の創意工夫や発明による作品の顕彰、展示を行う「三重県発明くふう展」(主催：一般社団法人三重県発明協会)を開催しており、青少年が家庭や地域において、創意工夫等を行う機会や場を提供します。

- (7) 「基本的な取組」—「発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」の記述内容の修正 (P35)

取組方策⑤「多様な主体の連携による活動の促進」—「基本的な取組」—「発達面等で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」の取組内容について、「保護者と学校の共通理解のもと」に支援がなされることが明確に伝わるよう記述を加えるなどの修正を行いました。

(←検討委員会の意見をふまえた修正)

《修正前》

- 幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校や特別支援学校において、保護者がパーソナルカルテ等の情報引き継ぎツールを活用することで、必要な情報が確実に引き継がれ、障がいのある子どもが十分な教育や支援を受けられるよう支援します。

《修正後》

- 幼稚園・認定こども園・保育所、小中学校、高等学校や特別支援学校において、保護者がパーソナルカルテ等の情報引き継ぎツールを活用することで、必要な情報が確実に引き継がれ、保護者と学校の共通理解のもとに障がいのある子どもが十分な教育や支援を受けられるよう支援します。

- (8)「基本的な取組」―「家庭を支える企業等の活動の促進」の記述内容の修正 (P40)
取組方策⑦「応援のための基盤づくり」―「基本的な取組」―「家庭を支える企業等の活動の促進」の取組内容に、「顕彰制度の活用」を含める旨加筆しました。
(←検討委員会の意見をふまえた修正)

《修正前》

- 地域社会全体で子どもの育ちや家庭を支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、活発に活動いただくよう取組を進めます。

《修正後》

- 地域社会全体で子どもの育ちや家庭を支えていくという趣旨に賛同する企業等を増やし、顕彰制度の活用なども含め、活発に活動いただくよう取組を進めます。

- (9) スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーにかかる記述の整理 (P39～40)

取組方策⑦の「推進のポイント」と取組方策⑧の「基本的な取組」に位置づけていたスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーにかかる記述を修正・整理し、取組方策⑦で一元的に記述するようにしました。

(←市町からの意見をふまえた修正)

取組方策⑦の「推進のポイント」を次のとおり修正。また、取組方策⑧の「基本的な取組」である「スクールソーシャルワーカー等の活用」について、表題を「スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの活用」に修正したうえ、取組方策⑦に移動。

《修正前》

(学校へのスクールカウンセラー等の効果的な配置)

- 学校において家庭教育応援の取組を推進するためには、学校が組織として地域と連携して取り組む体制を整える必要があります。

福祉等の関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーや、心理的な支援を行うスクールカウンセラーの効果的な配置を進めることにより、こうした専門人材が中心となり、学校と保健福祉等関係機関とのネットワークづくりや地域で活動している既存の団体などとの連携・協力を進めていく方向をめざします。

《修正後》

(スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの効果的な配置と活用)

- 学校において家庭教育応援の取組を推進するためには、学校が組織として地域と連携して取り組む体制を整えることが大切です。

そのため、福祉等の関係機関と連携した支援を行うスクールソーシャルワーカーや、心理的な支援を行うスクールカウンセラーの効果的な配置や派遣を進めるとともに、こうした専門的人材を活用して、学校と福祉等関係機関等とのネットワークの構築をめざします。

(10) 取組方策⑧「県、市町、学校等の連携強化」の取組の追加 (P44)

取組方策⑧「県、市町、学校等の連携強化」の「基本的な取組」として「関係機関等との連携による学校への支援」を追加しました。

(←検討委員会の意見をふまえた修正)

《追加》

(関係機関等との連携による学校への支援)

- 子どもたちを取り巻く問題は多様化・複雑化しており、家庭教育を含めたさまざまな課題に対して、保健や福祉等に関する関係機関との連携により、学校を支援する専門人材の活用を含めた体制づくりを進めます。

(11) 取組方策⑨「人材の養成」の取組の追加 (P46)

取組方策⑨「人材の養成」の「基本的な取組」として「自然体験活動を担う人材の養成」を追加しました。

(←農林水産部からの提案による追加)

《追加》

(自然体験活動を担う人材の養成)

- 安全で快適な自然体験プログラムの活用が進むよう、活動団体等の人材養成を図ります。

(12) 庁内の連携体制にかかる記述内容の変更 (P59)

今後家庭教育応援施策を進めていくための庁内の推進会議については、「新たな会議の設置」と「既存の会議の活用」の両案があることから、柔軟に対応できる表現に記述を修正しました。

《修正前》

3 庁内の役割分担および連携

県としての家庭教育応援施策を進めるにあたっては、関係する部局がそれぞれの役割を果たすとともに、新たに設置する庁内連携会議の場を活用するなどにより連携し、切れ目のない家庭教育応援の取組を効果的に展開していきます。

(1) (略)

(2) 推進体制

関係部局で構成する「家庭教育応援推進会議（仮称）」を設置し、部局間の連絡調整、横断的な取組の推進を図るなど、日常的な連携・協力体制を構築します。

4 戦略の進行管理

本戦略の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的に取りまとめ、県議会、総合教育会議、家庭教育応援推進会議に報告するとともに、会議等での意見をふまえ、次年度以降の施策展開に生かします。

《修正後》

3 庁内の役割分担および連携

県としての家庭教育応援施策を進めるにあたっては、関係する部局がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携し、切れ目のない家庭教育応援の取組を効果的に展開していきます。

(1) (略)

(2) 推進体制

関係部局で構成する推進会議を設置し、部局間の連絡調整、横断的な取組の推進を図るなど、日常的な連携・協力体制を構築します。

4 戦略の進行管理

本戦略の推進にあたっては、毎年度その成果を定期的に取りまとめ、県議会、総合教育会議、関係部局で構成する推進会議に報告するとともに、会議等での意見をふまえ、次年度以降の施策展開に生かします。

(13) 家庭教育応援取組方策の「ライフステージ別体系」の追加 (P60～61)

本冊の巻末に参考資料1として、家庭教育応援取組方策の「ライフステージ別体系」を追加しました。

(←検討委員会の意見をふまえた修正)

(14) 家庭教育応援の取組事例の追加 (P62～63)

本冊の巻末に参考資料2として、家庭教育応援の取組事例を追加しました。

(←総合教育会議の意見をふまえた修正)

別紙 2

議会常任委員会でのいただいた意見への対応について

いただいた意見	対応状況
<p>全般的事項について</p> <p>○ 家庭教育の戦略は、取組の羅列ではなく、あるべき姿を示し、それが施策に結びついて成果が出る道筋を明示いただきたい。</p>	<p>→ 以下の点を工夫しました。</p> <p>① 取組方策の記述項目に「推進のポイント」を設け、推進上の手順や重視する点、留意事項などを記述することで、計画の戦略性を高めるよう努めました。</p> <p>② 具体的な取組については、早期に講じるべき「基本的な取組」と、中期的・発展的な観点から講じることが望ましい「発展的な取組」に区分し、優先度を明示しました。</p> <p>③ 複数の取組を相互に連携・補完させ課題解決の促進を図る、3つの「家庭教育応援プロジェクト」を位置づけ、横断的・総合的取組として展開していくこととしました。</p>
<p>○ 子どもたちのライフステージ別にしっかりと戦略を立てていくことが重要である。</p> <p>○ ライフステージをふまえることは大切である。特に、乳幼児教育は家庭教育が中心であり、今回重視いただきたい。</p>	<p>→ 本計画は、ライフステージ別の体系を採りませんでしたでしたが、策定にあたりライフステージをふまえた検討を行い、その結果を取組内容の記載に生かしました。</p> <p>なお、本冊の巻末に参考資料1として、取組方策の「ライフステージ別体系」を示しました。(P60～61)</p> <p>(資料に記載のとおり、乳幼児教育の取組も数多く位置づけています。)</p>
<p>名称について</p> <p>○ 「戦略」という言葉を名称に用いるのは適切ではないと感じる。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、本計画の正式名称を次のとおりとする予定です。(現時点では仮称)</p> <p>(旧) <u>三重県家庭教育の充実に向けた応援戦略</u></p> <p>(新) <u>みえ家庭教育応援プラン</u></p>

いただいた意見	対応状況
<p>基本理念について</p> <p>○ 「子どもたちの『生き抜いていく力』をつけるために、家庭教育はどうあるべきか」という論理で記述をするのは不適切である。それでは、親も子どもも息苦しくなってしまう。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、「基本理念」－「子どもたちの豊かな未来の実現に向け」の第1段落を、次のとおり記述しています。(P18)</p> <p><u>家庭教育は、来るべき時代を生きていく子どもたちの豊かな未来を願って行われる営みです。生まれながらにしてかけがえのない存在である子どもたちは、乳幼児からの家族とのふれあいや共同体験など愛情に支えられた日々の営みの中で、一人ひとりが可能性を開花させ、「生き抜いていく力」を身につけ、人生を豊かに輝かせていきます。</u></p>
<p>○ 家庭教育の中では子どもの最善の利益を考えなければいけない。その意味では、「三重県子ども条例」との関係をこの中にどう盛り込むのか検討願いたい。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、「基本理念」－「子どもたちの豊かな未来の実現に向け」の第2段落を、次のとおり記述しています。(P18)</p> <p><u>本戦略においては、「子どもの最善の利益を尊重する」という三重県子ども条例の基本理念をふまえ、家庭教育の応援に携わるあらゆる立場の者が、「全ては子どもたちの未来のために」という共通の思いを胸に、取組を進めていくもの」とします。</u></p>
<p>保護者の意識に係る表現について</p> <p>○ 「保護者の家庭教育に対する意識の差」という記述が、保護者の意識に優劣を付けるようにも受け取れる。「考え方や意識の違い」などへの変更を検討願いたい。</p>	<p>→ ご意見をふまえ、「取組方策①」－「推進のポイント」－「保護者に応じたアプローチの工夫」の第1段落を、中間案の段階で、次のとおり修正しています。(P24)</p> <p><u>保護者の家庭教育に対する考え方や意識の違いに応じ、アプローチの方法を工夫する必要があります。</u></p>

いただいた意見	対応状況
<p>課題を抱える家庭への対策について</p> <p>○ 貧困など課題を抱える家庭にどう対応するのか。貧困対策にはアウトリーチ型の人材育成が求められるが、そうした記述が見られない。困難家庭への対応についてもっと踏み込んで記述すべきである。</p>	<p>→ 困難な課題を抱える家庭等への対応については、「学校等と連携した児童虐待の防止」(P35)、「発達面で支援が必要な子どもとその保護者に寄り添う支援」(P35)、「子どもの貧困対策体制」(P40)、「地域のネットワークによる支援」(P41、54)などの記述をしています。</p> <p>特に、「地域のネットワークによる支援」は、孤立しがちな家庭に対する見守りや居場所づくり、訪問型支援（アウトリーチ）を行う仕組みとして位置づけているもので、その促進に向け、市町と連携して取り組むこととしています。</p> <p>ご意見をふまえ、こうした記述に加えて、貧困家庭を支援する取組として、次の取組を追加します。(P34)</p> <p><u>(地域未来塾の推進)</u></p> <p><u>放課後、土曜日、日曜日、長期休業等を利用し、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身につけていなかったりする小中学校の子どもたちを対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力により子どもたちの学習習慣の確立と学力の向上を図るための学習支援活動「地域未来塾」を推進します。</u></p>

いただいた意見	対応状況
<p>市町や企業等との連携について</p> <p>○ 市町との緊密な連携が必要である。</p> <p>○ この戦略をうまく進めるためには、市町、企業、NPO等との協働が必要である。地域をうまく活用していくことが望ましい。</p>	<p>→ 市町との連携については、取組方策⑧（P42～44）に詳しく記述しています。</p> <p>特に、県と市町が情報を共有し、意見を出し合う「家庭教育応援推進連携会議（仮称）」の設置や、それぞれの強みや特徴を生かした市町の取組をモデル事業として具体化する取組を進めていくこととしています。</p> <p>企業との連携についても、「家庭教育応援プロジェクト」のテーマ3（P56～57）で取り上げるなど、随所に記述しました。</p> <p>「みえ次世代育成応援ネットワーク」などを通じて、情報提供や意見交換を重ねながら、連携を深めていくこととしています。</p>

別紙 3

パブリックコメント等の結果概要について

(1) 意見募集期間

平成28年12月16日～平成29年1月15日

※ 市町に対しては、パブリックコメントとは別に、平成28年12月15日～平成29年1月13日の期間で意見照会を実施しました。

(2) 意見内容

① 意見総数

パブリックコメントによる意見総数は30件でした。これらの中には同じ内容の意見もありましたので、26件に集約して整理しました。

また、市町からは5件の意見がありました。

② 項目別意見件数

項 目	県民からの 意見数	市町からの 意見数
全般	6	
第2章 現状と課題	4	1
第3章 基本的な方向性 1 基本理念	10	
第3章 基本的な方向性 3 取組の視点	1	
第4章 取組方策 全般	1	
第4章 ①幅広い学習機会や情報の提供	1	
第4章 ③子どもの習慣づくり		1
第4章 ⑥社会全体で家庭を支える気運の醸成	1	
第4章 ⑦応援のための基盤づくり		1
第4章 ⑧県、市町、学校等の連携強化	2	1
第4章 家庭教育応援プロジェクト テーマ1		1
合計	26	5

③ 対応状況

対応区分	県民からの 意見への 対応件数	市町からの 意見への 対応件数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	4	2
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	11	1
③ 最終案や今後の取組の参考にさせていただくもの	3	1
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	0	0
⑤ その他(①～④に該当しないもの)	8	1
合計	26	5

(3) 意見の概要

① パブリックコメントによる意見の概要

「基本的な方向性」についての意見が11件と多く、全体の半数弱を占めました。そのほとんどが基本理念に関するものであり、賛同の意見が6件、記述の充実・修正に関する意見が5件という内訳でした。

上記以外の意見（15件）については、家庭教育応援についての提言・要望にあたる意見が10件、記述の充実・修正に関する意見が4件、賛同の意見が1件という内訳であり、内容面での傾向は特に見られませんでした。

《主な意見の概要》

- ・子育てに不安を感じる保護者や困難な課題を抱える家庭がなぜ増加したかについて、社会構造や労働環境の変化を含め記述する必要がある。
- ・家庭に介入するのではなく、家庭の自立を支える視点での取組を期待する。
- ・家庭を支える主体としてPTAも加えてはどうか。
- ・子育ては保護者自身の成長につながる楽しいものだという記述をした方が良い。
- ・「子育ての喜びを共に育む」は、とても希望を感じる表現である。
- ・「保護者の学びを応援する」という表現は上から目線の押し付けに感じる。
- ・「既存の取組の活用」という視点に賛成である。
- ・男性の育児参画の推進には、ワーク・ライフ・バランスが不可欠である。

② 市町からの意見の概要

市町からの意見については、データ選定の適切性に関する意見や記述内容の明確化を求める意見など、戦略策定にかかる技術的な意見が目立ちました。

《主な意見の概要》

- ・図表データとして他県や首都圏での実態調査結果を提示するのは適切か。
- ・「習慣づくり」の言葉の説明が必要。
- ・母子保健事業は家庭教育の重要性を多くの人に知ってもらえる機会なので、切れ目のない母子保健体制構築の取組をぜひ進めてほしい。

別紙 4

本戦略の特徴

(1) 記述内容の特徴

① 基本的な生活習慣の確立に向けた取組の推進

子どもの習慣づくりについて、「取組方策」の一つに掲げるとともに、「家庭教育応援プロジェクト」でも取り上げるなど、積極的な位置づけを行いました。特に、食事、運動、睡眠、読書、歯みがきなど各家庭における子どもの基本的な生活習慣づくりが進むよう、PTAや市町等とも連携して取り組むこととしています。

② 「地域のネットワークによる支援」の促進

孤立しがちな家庭に対する見守りや居場所づくり、訪問型支援（アウトリーチ）を行う仕組みとして、関係機関・専門人材等と連携した「地域のネットワークによる支援」を位置づけ、市町と連携して取り組むこととしました。

今後、市町の状況にあわせて、まちづくり協議会、地域包括ケアシステム、学校支援地域本部など既存のネットワークを活かし取組を進めます。

③ 企業との連携による取組の推進

家庭教育応援の取組を進めるにあたり、企業との連携を強める方向をめざすことを明記しました。企業の理解を十分に得て、社会意識の変革や気運づくり、学びの場の提供などの取組に参画いただくよう、積極的に働きかけていくこととしています。

(2) 構成の特徴

① 基本理念

「子どもの最善の利益を尊重すること」、「保護者の元気や意欲を重視すること」、「家庭の自主性を尊重すること」、「社会全体で進めること」を基本理念として整理し、明確に位置づけました。

② 推進のポイント

取組方策の記述項目の中に「推進のポイント」を設け、推進上の手順や重視する点、特に留意すべき事項などを記述することにより、計画全体の戦略性を高めるよう努めました。

③ 基本的な取組と発展的な取組

具体的な取組の記述にあたっては、早期に講じるべき「基本的な取組」と、中期的・発展的な観点から講じることが望ましい「発展的な取組」に区分し、取組の優先度を明示しました。

④ 家庭教育応援プロジェクト

複数の取組を相互に連携・補完させ課題解決の促進を図る、3つの「家庭教育応援プロジェクト」を位置づけ、横断的・総合的取組として展開していくこととしました。

14 三重県立子ども心身発達医療センターの開設について

1 三重県立子ども心身発達医療センターの開設に伴う機能の充実・強化について

三重県立子ども心身発達医療センター（以下「新センター」という。）では、現施設（県立草の実リハビリテーションセンター、県立小児心療センターあすなる学園、県児童相談センター難聴児支援部門）の取組を引継ぎ、充実・強化するとともに、併設の県立かがやき特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携することにより、専門性の高い医療、福祉、教育が連携した支援を行います。

さらに、身近な地域において、発達支援が必要な子どもに対する早期発見と成長に応じた適切な支援が途切れることなく行われるよう、地域支援の機能を高め、発達支援の中核として県全体の総合力の向上をめざします。

【新センターの施設概要】

所在地：津市大里窪田町 340 番 5 敷地面積：約 16,600 m²
建築構造：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）4階建
建物面積 7,677.20 m² 延床面積 17,200.62 m²
（新センター 13,013.52 m²、特別支援学校 4,187.10 m²）
病床数：草の実病棟（小児整形外科） 30 床
あすなる病棟（児童精神科） 80 床 計 110 床

【新センターの取組方針】

- (1) 専門人材を集積し、専門性を高め、子どもにとって安全、安心な環境の中で、良質で高度な医療・福祉サービスを提供します。
- (2) 三重病院との連携強化・機能補完により、利用者の利便性を向上させるとともに、小児分野の臨床経験の場や機会を創造します。
- (3) 発達支援の中核として、専門医療をベースに地域の支援機能を高め、併設する特別支援学校とともに県全体の総合力の向上をめざします。

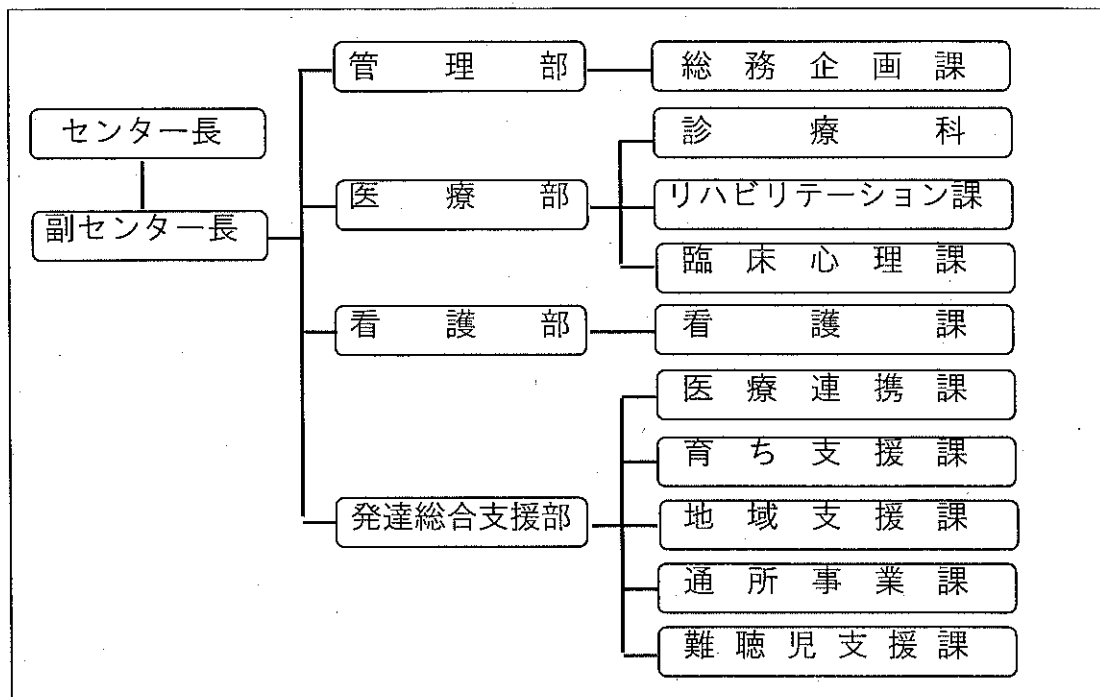
【充実・強化する分野】

施設統合による業務の一元化・効率化を行うとともに、現行の課題改善や新たな取組による機能の充実・強化を図ります。

- (1) 地域支援に携わる専門職員を増員し、地域（関係機関）への巡回を通じた技術支援や人材育成支援を強化します。

- (2) 児童精神科病棟の看護体制を充実させ、増加する重度の入院入所児への見守りを強化します。
- (3) リハビリに携わる専門職員を増員し、乳幼児期の訓練回数の確保、外来予約待ち期間の短縮に取り組みます。

【新センターの組織体制】



2 今後のスケジュールについて

新センターの施設整備については、計画どおり進捗しており、平成29年3月下旬に建物の引き渡しを受ける予定です。

建物の引き渡し後、医療機器、什器、備品等の搬入や許認可にかかる検査対応等を行い、6月1日（木）に開設することとします。

なお、入院入所児の移送は6月1日に実施するとともに、その前後で現有備品等の移転を行う必要があることから、開設日の前後1週間（5月25日（木）から6月7日（水））は外来診療（リハビリ等を含む）を休止します。

【開設記念式典について】

平成29年5月21日（日）に開設記念式典を開催する予定です。

（施設概要説明、テープカット、記念植樹、関係者内覧会 等）

三重県立子ども心身発達医療センター

平成 29 年 2 月 27 日撮影



15 包括外部監査結果に対する対応について

平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応方針及び平成 27 年度包括外部監査結果に対する対応結果について報告します。

1 平成 28 年度包括外部監査結果に対する対応方針

(1) 監査テーマ

公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

(2) 監査対象施設

健康福祉部が所管する公の施設では、次の 6 施設を対象に実施されました。

- ・ みえこどもの城
- ・ 三重県母子・父子福祉センター
- ・ 三重県身体障害者総合福祉センター
- ・ 三重県視覚障害者支援センター
- ・ 三重県聴覚障害者支援センター
- ・ 三重県立公衆衛生学院

※ 「三重県立公衆衛生学院」以外の 5 施設は、指定管理者制度を導入しています。

(3) 監査結果と対応方針

対象となった 6 施設に対する「指摘」及び「意見」の件数は次のとおりで、その内容と対応方針の概要は次表のとおりです。

- | | | |
|---|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ みえこどもの城・ 三重県母子・父子福祉センター・ 三重県身体障害者総合福祉センター・ 三重県視覚障害者支援センター・ 三重県聴覚障害者支援センター | } | (指摘及び意見なし) |
| <ul style="list-style-type: none">・ 三重県立公衆衛生学院 | | (指摘なし、意見 2 件) |

※ 「指摘」とは、法令や規則等に従い適切に処理されていないもの、または著しく適切さを欠くと判断されたもので、「意見」とは、指摘には該当しないが、改善が望ましいものについて意見を述べたものです。

意見の内容	対応方針
<p>① 在籍者への指導について</p> <p>公衆衛生学院は、教育レベルを維持する見地から定員数を1学年30名としているが、その中から退学者が出ており、結果2学年で定員割れが生じている。</p> <p>退学者の事由はそれぞれ個人の事情もあるのであるが、学院は公の施設として可能な限り歯科衛生士として活躍する人材を輩出する役割を担っているため、年2回行っている在籍者との面談結果等については、文書化を行い面談内容を明瞭にするとともに、その後のフォローに活用していくのが望ましい。</p> <p>② 設備の修繕・更新に係る長期計画の策定について</p> <p>学院として有能な歯科衛生士を育成する上で、機能的に陳腐化した設備は適宜更新していく必要があり、また、故障すると講義に影響がでる設備については定期的な修繕や更新が必要であるため、設備の実際の状況を踏まえて修繕や更新を実施すべき適切な時期について、長期計画として策定することが望ましい。</p>	<p>面談結果については、今後は必要に応じて文書化を行い、教員間で共有し、学生へのフォローに活用していきます。</p> <p>平成9年4月に移転して以来20年が経過し、老朽化・陳腐化している設備もあることから、設備の修繕・更新計画を策定します。</p>

2 平成27年度包括外部監査結果に対する対応結果

(1) 監査テーマ

外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について

(2) 監査対象団体

健康福祉部が所管する団体では、次の3団体を対象に実施されました。

- ・ 社会福祉法人三重県厚生事業団
- ・ 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
- ・ 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団

(3) 監査結果と対応結果

外郭団体における資産等の管理や有効活用に関する事、会計処理や契約事務に関する事、情報セキュリティに関する事などについて、指摘または意見を受けました。

これらの指摘または意見に対しましては、平成27年度健康福祉病院常任委員会においてお示しした対応方針どおり対策を講じ、改善を図りました。

平成27年度 包括外部監査結果に対する対応結果
(健康福祉部)

テーマ・団体・監査結果	対応結果
テーマ：外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	
1. 社会福祉法人三重県厚生事業団	
① 研修室の利用について（意見） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>身体障害者総合福祉センターには60名収容可能な研修室が設置されており、厚生事業団の事業及び事務に利用される他、近隣の県機関や障害者関係の公益法人等によって利用されることがある。</p> <p>しかし、外部利用の位置づけが明確ではなく周知もされていないため、現在のところ利用者は限定されている。外部利用の位置づけを明確化したうえで、より有効な活用を図ることが望ましい。</p>	<p>外部の障がい者団体等も利用できるような貸出要領を見直しました。また、研修室の有効活用を図るため、貸出要領をホームページに掲載しました。</p>
② 平成26年度障がい者スポーツ推進環境整備事業委託について（意見） 【ア. 事業の推進に関すること】	
<p>平成26年度においては、障害者スポーツ教室等の実施のため1競技団体あたり5万円を限度に、また、大会参加促進のため1競技団体1大会あたり7万円を限度に補助している。しかし、5競技団体で返金等の未執行残高が生じる結果となっている。</p> <p>各競技団体の構成員数や大会が開催される場所などにより、必要な経費の額は異なるため、限られた予算を有効に利用し、事業の効用をより高めるためには、一律な扱いではなく、各競技団体の状況や計画に応じて、適切に予算を配分することが望ましい。</p>	<p>平成27年度から、各競技団体の状況や計画に応じて補助する制度に改めています。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
③ 現金の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>(1) 身体障害者総合福祉センター 「財務規程」において、「毎日の現金出納終了後、その残高と帳簿残高を照合し、毎月末日に会計責任者に報告しなければならない。」と明記されているが、現状毎日の現金実査は実施されていない状態であり、月末以外は現金の実際残高を把握できていない。 現金の実際残高を日々把握するためにも、また、金庫内において精算済の領収書と未精算の領収書が混在しないためにも、日々の現金管理簿への記録及び現物と管理簿との一致確認を実施すべきである。</p> <p>(2) いなば園 各施設の現金の残高を把握するために小口現金を6つに分けて保有しており、その全てを対象に出納担当者が実際現金のカウントを毎日実施している。しかし、管理簿（小口現金出納帳）については適時に記入がされておらず、月中にまとめて記入しているため、「財務規程」の定めのとおり、管理簿についても日々のあるべき残高の把握と記入をすることが必要である。</p>	<p>現金の出納の都度、確実に補助簿（管理簿）へ記載するとともに、日々の残高確認を出納職員が行うよう徹底しました。</p>
④ 切手・収入印紙の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>切手・収入印紙の管理状況について、日々の使用実績は管理簿に記録できていたが、毎月末に実施することとしている各月の使用枚数合計の把握、及び管理簿の月末残高と現物との突合が平成27年4月以降実施されていなかった。 切手・収入印紙については、換金可能な性質を有することから、現物管理について徹底すべきであり、ルール化されている月末の現物棚卸の徹底が必要である。また、ルールの明確化と職員への周知徹底を図る意味でも、規定等として明文化することも検討されたい。</p>	<p>切手・収入印紙の取扱いについて明文化するとともに、日々の使用実績の記載及び毎月の集計を確実にを行い、記載漏れ防止等出納職員が確認するよう徹底しました。</p>
⑤ 領収書の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>身体障害者総合福祉センターで使用されている領収書の形式は、一冊に綴られた領収書ではなく、1枚単位（バラ単位）の領収書であり、それを複数で束ねて保管しているため、使用前の領収書全てに連番を割り当てたうえ、使用後には領収書控、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、使用前に割り当てた連番順に保管管理する必要がある。</p>	<p>使用前の領収書全てに連番を割り当て、書き損じた場合には領収書控と領収書をセットにまとめ、使用前に割り当てた連番順に保管管理することとしました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
⑥ 備蓄食材の賞味期限について（意見） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>厚生事業団の利用者支援業務マニュアル（平成26年度版）には、災害時に利用者に必要な非常品（飲料水、食糧、物資等）の備蓄が必要である旨が記載されている。また、平成27年4月には三重県厚生事業団事業継続計画が策定され、災害等への対応が図られているが、当該計画に添付されている備蓄食材一覧表に記載されているものを確認したところ、いなば園及びグループホーム分の備蓄食材で賞味期限が切れているものが散見されたので、食材の入れ替えルールを定め、定期的な入れ替えを行うことが望ましい。</p> <p>なお、備蓄されていた大量の食材が入れ替えにより廃棄されてしまうことの無いよう、今後は食材の賞味期限も勘案した上で、食材を廃棄することなく有効利用することを検討していただきたい。</p>	<p>賞味期限の定期的な確認と入れ替えのルールを定めました。</p> <p>また、入れ替えた食材については、利用者の食事の提供などへの利用など有効利用を図ることとしました。</p> <p>なお、賞味期限切れの食材については、更新を行いました。</p>
⑦ 固定資産の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>身体障害者総合福祉センターにおける固定資産台帳は、固定資産の取得時と除却時に固定資産台帳に記録するだけで、期末時点で現物の棚卸は行われていなかった。</p> <p>身体障害者総合福祉センターの固定資産管理の規程上も、年に1度固定資産の棚卸を実施しなければならない旨の規定が明記されており、固定資産の管理として各年度ごとに棚卸を実施する必要がある。</p> <p>また、いなば園については、各寮で管理している固定資産の中で、利用者の原因で破損し利用者自身の保険により買替・修繕した場合、管理部が把握している固定資産の現物と現在の各寮で管理されている固定資産が別の種類となっているものがあり、記録上の固定資産台帳と現物とを照合できない状態にある。そのため、利用者の都合により買替・修繕を実施した場合にも固定資産台帳の更新を実施すべきである。</p>	<p>固定資産の棚卸を実施し、固定資産の保全状況及び異動について所要の記録を行いました。</p> <p>また、利用者の原因による買替等の場合にも固定資産台帳の更新を行うこととしました。</p>
⑧ 情報機器の物品管理について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>固定資産として計上されない10万円未満の物品については、取得時に購入した物品一覧は記録として残しているが、除却処理等は記録されていない。</p> <p>固定資産管理の規定上は、10万円未満の物品については固定資産としての台帳管理は求められてはいないが、PCには個人情報を含む機密情報が含まれているので、金額的な重要性のみでは無く、情報漏えいのリスク等も踏まえ、それぞれに備品ナンバーを割り当てたシールを貼るなどして、慎重に管理する必要がある。</p>	<p>PCについては固定資産として計上されないものも含め全てについて、それぞれにナンバーを割り当てたシールを貼付するとともに、台帳管理を行うようにしました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
<p>⑨ 予算の流用について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p>	
<p>「財務規程」では、「予算管理責任者は、予算の執行上必要があると認められた場合には、理事長の承認を得て、拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。」としており、日々の支出調書の決裁において理事長が予算残高を留意しつつ承認を行う手順をとっている。</p> <p>しかし、流用の承認手順としては不明確な部分があるため、流用の承認手順を明確化する必要がある。</p>	<p>予算の勘定科目間の流用を行う場合は、流用元を明示した承認手続きに改めることとし、手続きの明確化を図りました。</p>
<p>⑩ 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p>	
<p>個人情報の管理、保護のため、「個人情報保護実施要領」を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針は定められていない。また、「個人情報保護実施要領」には、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていない。</p> <p>さらに、情報セキュリティならびに個人情報保護に関しての業務従事者の意識を向上させるための施策としての、教育、研修が実施されていなかった。</p> <p>情報セキュリティ全般に係る基本方針が定められておらず、また、情報セキュリティに関する教育、研修等が実施されていない場合、セキュリティ対策が組織的に行われず、業務従事者の個々の判断で対策がなされ、情報漏えい等のセキュリティ事故が発生するおそれがある。</p> <p>このため、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化する必要がある。また、情報漏えいやコンピューターウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。</p>	<p>情報セキュリティ管理規程を定め、教育研修など組織としてのセキュリティに対する取組及び個人情報の安全管理のための具体的な対策、手順などを明文化し、適切な措置を講じました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
⑪ 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>障害福祉システムへログインするために用いられるパスワードは設定されておらず、ユーザーIDのみによってデータにアクセスできる状況にあった。</p> <p>また、いなば園においてはPC起動時に必要とされるパスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等のパスワード漏えい対策は特に講じていない。</p> <p>パスワードに関する方針が無い場合、不正アクセス及び情報漏えいにつながる可能性が高まるので、パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を設定し、遵守しなければならない。</p>	<p>障害福祉システムへログインするためのパスワードを設定しました。</p> <p>また、情報セキュリティ対策遵守事項でパスワードに関する遵守事項を定め、パスワードを適切に管理するようにしました。</p>
⑫ 保有個人情報の把握について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>厚生事業団が保有している個人情報データベース等については、一覧表が作成されているが、平成26年7月に作成された個人情報データベース等の一覧には、実際に保有している身体障害者総合福祉センターの利用者に係る情報及びいなば園診療所のカルテの個人情報データベースが記載されていない。</p> <p>個人情報の存在が適切に把握されないことで、個人情報の漏えい、滅失またはき損その他の事故等に対する安全管理のために必要な措置が適切に講じられないおそれがある。また、本人からの求めによる個人情報の開示、利用停止に適切に対応できないおそれがある。</p> <p>厚生事業団で保有する個人情報を適切に把握するために、台帳の整備及び状況に応じた更新等の具体的な対策を講じるべきである。</p>	<p>個人情報の総点検を行い、記載されていなかった個人情報を含めて個人情報台帳を整備しました。</p> <p>また、個人情報データベースの新規整備や廃止時等に個人情報台帳の更新を行うとともに、期末時点で個人情報台帳を確認することとし、個人情報の適切な管理を行うこととしました。</p>
⑬ ウイルス対策ソフトの設定、運用について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>セキュリティ対策ソフトが設定された事業団管理の146台のPCのうち11台についてはウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されておらず、セキュリティリスクの高い状況に置かれていた。</p> <p>ウイルス対策ソフトのウイルスパターンファイルが最新の状態に更新されていることについて定期的な確認等を行い、セキュリティリスクを低減させなければならない。</p>	<p>保有する全てのPCのウイルス対策ソフトを最新の状態に更新しました。また、サーバーでアップデートの状況を定期的に確認し、ウイルスパターンファイルが最新状態を保つようにしました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
2. 公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター	
① 予算の流用について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>生活衛生営業指導センターにおける予算の変更は、補正によって対応しているが、これは理事会による事後承認となっていることから、少額な変更については流用の手続により適時に承認を受けるべきである。</p> <p>なお、流用の決裁権限者は理事長とされているが、必要な統制と実務的な利便性のバランスを考慮した上で、金額に応じて適切に委譲することも考えられる。</p>	<p>予算流用の手続きは、会計処理の規定に基づき、今後は、適時承認を得て行うこととしました。</p> <p>なお、全て理事長となっている承認については、金額に応じて決裁権限を委譲する規定の改正を行いました。</p>
② 情報セキュリティに関する基本方針及び具体的な対策、手順の策定について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>生活衛生営業指導センターでは個人情報の管理、保護のため、個人情報保護実施要領を定めているものの、情報セキュリティ全般に関する基本方針は定められていない。また、個人情報保護実施要領には、漏えいやウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順が定められていない。</p> <p>業務活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は重要課題のひとつであることから、情報セキュリティに関する基本方針を定めることで組織としてのセキュリティに対する取組を明文化する必要がある。また、漏えいやウイルス等から情報資産を守るための具体的な対策、手順を定めることが必要である。</p>	<p>平成27年度中に情報セキュリティに関する基本方針を定めました。また、教育研修など組織としてのセキュリティに対する取組及び個人情報の安全管理のための具体的な対策、手順などを明文化し適切な措置を講じました。</p>
③ 個人情報保護実施要領について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>生活衛生営業指導センターで定める個人情報保護実施要領には、専務理事による監査の実施についての定めがあるものの、専務理事による個人情報管理状況の点検は日常的なチェックにとどまっていた。</p> <p>個人情報の安全管理のため、個人情報保護実施要領の定めに従い、定期的な監査を実施しなければならない。</p>	<p>今後は、規定どおり監査を適正に実施します。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
<p>④ 業務システムに係るパスワードの管理について（指摘）【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>生活衛生営業指導センターで使用している業務用端末の起動、及び会計システムなどの業務アプリケーションの使用にあたってはパスワードによる認証が必要となるが、そのパスワードは導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更などは行われていない。また、パスワードポリシーは存在しない。</p> <p>パスワードの管理が適切に行われないことで不正アクセスにつながる可能性があるため、今後パスワードに関する一定の方針（複雑性・桁数・有効期限等）を設定し、遵守していく必要がある。</p>	<p>平成27年度中に情報セキュリティに関する基本方針を定めました。また、外部の者に容易に推測され難いパスワードの設定について、使用文字及び数字の組合せ、桁数、更新期限等について基準を設け、パスワードを適切に管理することとしました。</p>
<p>⑤ 業務アプリケーションの保守契約について（指摘）【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>会計システムについては業務アプリケーションシステム提供者に対して年間保守費用を支払い、問い合わせ対応、無償バージョンアップ等の保守サービスの提供を受けている。ただし、保守契約の締結にあたって、必要な決裁を受けていなかった。</p> <p>保守契約の締結は、システム利用環境の担保のほか、情報漏えい防止等のためにも重要であり、契約行為にあたっては定められた手続に従い、適切な決裁を受けなければならない。</p>	<p>今後、契約の締結にあたっては、規定に基づき適切な決裁を受けることとしました。</p> <p>なお、現在締結している保守契約について、内容の確認を行ったところ、適切なものでした。</p>
<p>⑥ 不用な情報機器の処分について（意見）【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p> <p>平成27年3月期の貸借対照表に計上されたその他固定資産の中に、使用済となったパソコンが保管されていることが確認された。</p> <p>パソコンについては、重要な情報が含まれていることが考えられるため、情報漏えいリスクを抑えるためにも、適時・適切に処分するよう努められたい。</p>	<p>使用済みパソコンについては、適切に処分しました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
3. 公益財団法人三重こどもわかもの育成財団	
① 青少年育成事業の継続について（意見） 【ア. 事業の推進に関すること】	
<p>公益事業として青少年育成事業を実施しているが、事業に係る経費、人件費をまかなうことができず、損益が継続してマイナスとなっており、特定資産である青少年育成事業積立資産を取り崩すことで対応している。しかし、損益が継続してマイナスとなる状況では、事業の継続性に問題があるため、将来的には基本財産を取崩して填補すべきと考えられる。</p> <p>そのため、青少年育成事業の抜本的な再検討と基本財産の取崩しの判断に関し、具体的なスケジュールを早期に決定して実施していくことが望ましい。</p> <p>また、基本財産にも限りがあることから、長期的に事業を継続、展開していくためには、寄附金、補助金等の収入も確保していくことが望まれる。そのためには、財団の青少年育成事業が広く公益に資することを示す方策が必要と思われる。</p>	<p>青少年育成事業に関して、これまで損益が継続してマイナスとなる中、事業の削減、効率化や人件費の削減などに努め、効果的な事業の実施に注力してきました。</p> <p>公益財団法人として、青少年を取り巻く新たな課題に対応する事業など、真に必要な事業の効果的、効率的な取組方法、財源の確保などについて中長期経営計画を策定し、計画に基づき着実に事業を実施していきます。</p>
② 記念グッズの評価について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>平成20年度に制作した財団設立20周年記念グッズを収益事業の会計において販売用の棚卸資産として保有しているが、記念品として無償配布する等の内部利用が主たる用途となっている。</p> <p>記念グッズの多くは将来外部販売することが困難であると考えられることから、販売用の棚卸資産として計上されている以上、適正な評価基準により、評価減について検討すべきである。記念品として配布することを目的として保有するのであれば、販売用の棚卸資産として評価減を検討する必要はないが、適切な会計上の振替を検討されたい。</p>	<p>現時点では、グッズの劣化や販売価値の低下はないと判断しており、当面は、収益事業会計において保有し、通常の販売単価にて販売するとともに、記念品として配布する際には適切な会計上の振り替えを行います。しかしながら、将来的には適切に評価を行う必要性は生ずるものと考えられるため、その際には評価減についても検討します。</p>
③ ミュージアムショップ等の物品販売に係る業者との契約について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>ミュージアムショップにおける物品の受託販売等について、業者との間で取引に係る基本事項を定めた覚書を締結しているが、この覚書では、解約や解約時商品が引き取られなかった場合の処分について明確な定めがないため、内容を再検討することが望ましい。</p> <p>また、自動販売機の設置についての契約では、契約違反、破産、差押、反社会勢力、欠品継続等の場合における契約解除条項を設けており、この覚書にも同様の条項を設けることが考えられる。</p>	<p>平成28年度の覚書締結時から、解約や解約時商品の引き取りに関する定めを明確にするとともに、契約違反、破産、差押、反社会勢力、欠品継続等の場合における契約解除条項を設けました。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
④ ドームシアターのプログラム装填費用の会計処理について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>ドームシアターに係るプログラム装填業務委託については、プログラムの更新が2～3月に偏るため、プログラム装填に係る契約の多くがこの時期に行われている。</p> <p>今回の監査において確認した業務委託の契約内容は、プログラムの装填作業費と翌年度の使用権利料が合算された契約であり、3月に契約を締結し、3月中にプログラムの装填作業が行われ、3月末までに支払いを完了していた。そのうえで、全額を支払日の属する年度の経費として処理していた。</p> <p>しかし、業務期間が翌年度の部分（使用権利料）については、支払を行った事業年度と業務が提供される事業年度が相違するため、支払を行った会計年度では、翌年度の業務に係る部分を前払金処理とし、翌年度に経費処理する必要がある。</p>	<p>平成28年2月に締結した契約から、契約の中で役務提供の発生時期を明確に記載し、契約内容に応じた適切な会計処理を行っています。</p>
⑤ 固定資産の管理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>(1) 固定資産の除廃却管理について 「財務規程」では、固定資産の除却の際には、起案書の作成と常務理事の承認が必要である旨が記載されているが、固定資産の除却に係る申請資料等が作成されていなかった。</p> <p>実際の固定資産の廃棄は、年1度、まとめて引取業者へ処理を依頼している状況であり、各固定資産に係る除却申請資料と、引取の際の引取証明書をまとめて資料管理することが必要と考えられる。</p> <p>(2) 固定資産の実査結果について 固定資産の管理台帳に記載されているものについて現物が存在するか、また、現物の存在する固定資産が網羅的に管理台帳に記載されているかの確認調査をしたところ、過年度に除却したものの台帳の処理が徹底されず、管理台帳には存在するが現物資産が存在しないものがあった。</p>	<p>除廃却に係る申請資料については「財務規程」の規定に従い起案書を作成し決裁権者の承認を受けることとし、廃棄にかかる資料についても適切な管理に努めています。</p> <p>管理台帳については指摘を受け、記載内容を修正しました。</p> <p>また、固定資産の管理や実査調査に関するマニュアルを作成し組織内共有を図るとともに、実査調査を実施しました。</p> <p>今後も年1回決算の時期に合わせて確実に実査調査を実施し、資産管理を徹底します。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
<p>⑥ 大型修繕・改修工事の処理について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>みえこどもの城のトイレに係る大型修繕工事を平成27年3月に実施し、当該費用2,376千円を修繕費として支出している。</p> <p>みえこどもの城の指定管理に係る基本協定書において、30万円以上の修繕については県が当該修繕費用を負担することとなっているが、当該修繕費用については、指定管理料の枠内で、財団が修繕費用を負担している。</p> <p>原則、当該予算見積書には、30万円以上の大型修繕費は織り込まれるべきではないが、例外的に財団側で指定管理料の枠内で修繕費の負担をする場合には、その経緯や内容について文書化等を行い把握しておくことが望ましい。しかし、今回の修繕費については年次協定書及び予算見積書にて包括的に承認がなされているのみであった。</p> <p>また、当該修繕工事の内容は、和式トイレから温水洗浄便座トイレへの改修工事であり、資本的支出として固定資産計上となる可能性が考えられたが、その検討過程が明確になっていなかった。</p> <p>今後このような大型の修繕工事が見込まれる場合においては、県の負担で修繕を行う、もしくは、指定管理料の枠内で財団が修繕を行うかの判断に加え、固定資産計上の必要性や当該処理も見据えて県と協議して対応していくことが望ましい。</p>	<p>修繕を行う際には基本協定書に基づき、30万円以上は県において負担、30万円未満は財団において負担することを徹底するほか、固定資産計上が必要となる改修工事については施設の所有者である県において、実施することを徹底しています。あわせて、県と財団の協議内容について、適切に記録していません。</p>
<p>⑦ 旅費の承認について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p> <p>出張に際して「私用車・公共交通機関による出張伺い・旅行命令簿」を作成し、上席者が承認を行っているが、事務局長の申請については、副館長が承認していたので、上席者である常務理事の承認が必要であり、規定を順守すべきである。</p>	<p>処務規定の定めどおり確実に決裁することを徹底するため、決裁権限者について組織内で周知するとともに、平成27年10月から、役職者による点検を日常的に行っています。</p>
<p>⑧ 金銭仮払い処理について（指摘） 【イ. 資産等の管理、有効活用に関すること】</p> <p>金銭仮払いについては、「財務規程」では、金銭の支払いに該当する取引であり、受取者の署名・押印の記載された領収書を授受する必要がある旨記載されている。しかし、現状金銭仮払いの処理については金銭出納帳による出納管理のみとなっており、金銭授受に係る資料（領収書等）管理がされていないので、今後、金銭出納帳に記載されている項目（仮払い日、仮払い金額）に加え、仮受者、支払処理担当者、精算日の追加記載を行う、もしくは別途、金銭仮払い台帳を作成し管理する必要がある。</p>	<p>平成27年10月から、金銭仮払の処理については金銭出納帳による管理に加え、金銭仮払い台帳を作成し管理しています。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
⑨ 書き損じ領収書の管理について（指摘） 【イ、資産等の管理、有効活用に関すること】	
<p>使用済領収証の綴りを閲覧した結果、書き損じの領収書とその控を併せて保管すべきにも関わらず、控のみのものが複数存在したので、今後、書き損じの場合は原本を回収し、控と併せて保管をする必要がある。</p>	<p>書き損じ領収書の管理方法を職員に周知徹底し、平成27年10月から原本と控を併せた保管を行っています。</p>
⑩ 理事会並びに評議員会の開催手続について（指摘） 【ウ、会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>平成26年度の理事会及び評議員会の開催にあたっては、「処務規程」では、理事会並びに評議員会の招集及び議案の提出は理事長の決裁事項であるが、開催についての起案書には理事長の承認が行われていなかった。議案には重要事項も含まれるため、「処務規程」どおり対応すべきである。</p>	<p>平成27年度・28年度の理事会・評議員会の開催については規定どおり理事長の承認を受け実施しており、今後も規程を遵守します。</p>
⑪ 予算の流用について（指摘） 【ウ、会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>予算の流用については、「支出予算の各科目の金額は、相互に流用してはならない。但し、理事長が特に必要と認めた場合は、各項相互間において流用することができる。」と定めている。</p> <p>平成26年度においては、予算額167,157千円に対して決算額は167,686千円であり、決算額が予算額を529千円上回っているが、少額の差異ということで補正予算は組まれていない。また、予算の流用手続も行われていない。予算を変更する場合には、事前に予算の補正あるいは流用の手続を行い、理事会等による承認を受ける必要がある。</p>	<p>平成28年度から財務規定に従い、理事長の承認を経て、予算流用を行った後、理事会において補正予算の承認を受けています。</p>
⑫ ホームページにおける情報の開示について（意見） 【ウ、会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】	
<p>財団のホームページについて、財産目録、財務諸表に関する注記等の情報は開示されておらず、また、財務状況の判断に資する期間比較情報も開示されていないため、財団の財務の概要を理解するために必要十分な情報が開示されていないので、積極的な情報開示に努めることが望まれる。</p>	<p>財務の概要を理解し比較していただくために、平成27年度決算公開時から、財産目録、財務諸表に関する注記を開示するとともに、過去3年度分の情報を公開しています。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
<p>⑬ 財務規程等の規程の整合性について（意見） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p>	
<p>「財務規程」において、固定資産の取得に係る決裁権限者が「処務規程」に従うものとして記載がされているが、「処務規程」においては、固定資産取得の決裁権限者の記載はなく、類似する項目として備品購入費の決裁権限者が定められているのみとなっている。</p> <p>規程から他の規程に参照されている場合においては、規程間の整合性や明瞭性の観点から対象項目を明確に整合させることが望ましい。</p>	<p>固定資産の取得については、処務規定の決裁区分にある「重要な契約」として決裁を行ってまいりましたが、平成28年3月に処務規定を改定し固定資産に関する事項を設けることにより、規程間の整合を図りました。</p>
<p>⑭ 随意契約の締結について（指摘） 【ウ. 会計処理、契約事務、財務情報の開示等に関すること】</p>	
<p>平成26年度に行った次の随意契約については、いずれも随意契約とすべき理由が起案書等に明らかにされておらず、また業者選定の理由も明示されていなかった。また、それぞれ価格が10万円以上であるが「財務規程」に基づく2人以上からの見積りを徴していなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> i パソコン・ネットワークサポート保守契約（起案日：平成26年7月17日） ii PC廃棄処理（起案日：平成26年8月22日） iii ウィルス対策ソフト更新（起案日：平成26年11月17日） <p>随意契約による場合、競争の原理が働かず、価格の妥当性が不透明となるおそれがあるため、随意契約締結の際には、随意契約によらなければならない理由を明らかにし、また業者選定の理由も明示したうえで決裁を受けなければならない。また、一定金額以上の調達等を行う場合は「財務規程」での定めにしたがい、2人以上からの見積りを徴することで価格の妥当性を検証すべきである。</p>	<p>随意契約を行う際には、財務規定に基づき、随意契約の理由、業者選定の理由を明確にし、決裁を受けるとともに、予定価格が10万円以上の場合は、2人以上から適切に見積もりを徴することを徹底しています。</p> <p>なお、このことも含め、適切な出納事務の実施のためマニュアルを作成し組織内で共有しました。</p>
<p>⑮ 業務システムに係るパスワード方針の整備について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】</p>	
<p>業務アプリケーションである会計システム、給与システムは、使用するにあたってパスワードによる認証が必要となっているが、これらに用いられているパスワードは、導入時に業者が設定したものをそのまま使用しており、定期変更等の漏えい対策は特に講じられていない。</p> <p>また、財団にはパスワードポリシーは存在せず、Windowsパスワードについても、類推の容易なパスワードが設定されている。</p> <p>財団として、パスワードに関する一定の方針（複雑性、桁数、有効期限等）を策定し、遵守すべきである。</p>	<p>パスワード設定に関する一定の基準（内規）を作成し、平成28年1月に開催した職員研修にて周知するとともに、基準に従い、定期的なパスワードの変更を行っています。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
⑩ 保有個人情報の把握について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」には、個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録することとしているが、個人情報を管理するための台帳を整備していない。保持する個人情報の存在を把握することは個人情報管理の前提となるものであることから、今後、上記基本協定書の定めに従い、保持する個人情報を管理台帳に記録し、個人情報の管理を適切に行う必要がある。</p>	<p>基本協定書の定めに従い、保有個人情報を管理するための台帳を整備しました。</p>
⑪ 情報機器等の廃棄について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>平成26年8月に従来使用していたPC41台、NAS等の廃棄を行っている。これらの情報機器類は、PC、ネットワークの調達、保守を委託している業者に対して、産業廃棄物処理が委託できるかどうか確認を行った上で廃棄処分の依頼を行っているが、当該業者は産業廃棄物処理の許可を受けていない業者であった。</p> <p>情報機器等の廃棄の委託は、委託先が許可を受けた業者であるかどうかについて、業者自身への確認にとどまらず、公開情報である産業廃棄物処理業者名簿を参照する等して確認を行ったうえで業者選定を行うべきである。</p>	<p>産業廃棄物の廃棄にあたっては、委託先が許可を受けた業者であるか、確実に確認することを徹底しています。</p> <p>また、廃棄物の取扱いについてのマニュアルを作成するとともに、定期的に研修を実施し、職員に周知しています。</p>
⑫ 個人情報等を保持した機器の廃棄について（指摘） 【エ. 情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>「みえこどもの城の管理に関する基本協定書」では、財団が個人情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、廃棄又は消去の内容及び責任者を記録し、書面により県に報告しなければならないとしている。しかし、平成26年8月に行われた、個人情報を取扱っていたPC及びNASの廃棄について、財団から県への報告は行われておらず、個人情報の消去の状況も記録として残されていない状況にあった。</p> <p>個人情報の消去、廃棄が適切に行われない場合、個人情報漏えいのリスクが高まることから、基本協定書での定めに従い、財団は、保持する個人情報の消去、廃棄を行う際には書面による報告を徹底する必要がある。</p>	<p>個人情報の管理は台帳に基づき行い、消去、廃棄の際には、書面による県への報告を徹底しています。</p>

テーマ・団体・監査結果	対応結果
⑬ ウイルス対策ソフトの設定、運用について（指摘） 【エ、情報セキュリティ、個人情報保護に関すること】	
<p>使用しているPC33台のうち、5台についてウイルス対策ソフトの設定がされていなかった。この5台のうち、2台についてはネットワークに接続していないことを理由としてウイルス対策ソフトが設定されておらず、3台についてはウイルス対策ソフトの年間更新費用を支払っているにもかかわらず、実際にはウイルス対策ソフトの設定がされていなかった。</p> <p>このようにウイルス対策ソフトが設定されていない状況ではウイルス感染のリスクが高まり、ネットワークに接続されていないPCについてもUSBメモリ等を介したウイルス感染の可能性があるため、適切な対策を講じるべきである。</p>	<p>ネットワークに接続されていないパソコンも含め、ウイルス対策ソフトが未設定であるパソコンについては、直ちに設定しました。今後も設定漏れがないよう確認します。</p> <p>また、USBメモリ等からのウイルス感染を防ぐため、USBメモリ等の取扱い指針を作成し、職員に周知しました。</p>

16 各種審議会等の審議状況の報告について

(平成28年11月21日～平成29年2月14日)

(健康福祉部)

1 審議会等の名称	三泗地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年11月21日
3 委員	議長 淵田 則次 委員 加藤 尚久 他15名
4 諮問事項	三泗区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想中間案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	津地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年11月21日
3 委員	議長 浦和 健人 委員 上野 利通 他14名
4 諮問事項	津区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想中間案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 民生委員審査専門分科会
2 開催年月日	平成28年11月28日
3 委員	会長 井村 正勝 委員 渥美 秀人 他4名
4 諮問事項	平成28年度一斉改選に伴う民生委員・児童委員候補者の審査について
5 調査審議結果	平成28年12月1日に改選される民生委員・児童委員、主任児童委員の候補者85人を適任とした。
6 備考	

1 審議会等の名称	東紀州地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年11月28日
3 委員	議長 長谷川 陽 委員 平谷 一人 他16名
4 諮問事項	東紀州区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想中間案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県国民健康保険運営協議会準備会
2 開催年月日	平成28年11月30日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 山下 晴美 他8名
4 諮問事項	1 県に支払う納付金・市町ごとの標準保険料率の仮算定について 2 三重県国民健康保険運営方針骨子案の作成に向けて
5 調査審議結果	上記について説明したうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	桑員地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年11月30日
3 委員	議長代理 桑原 浩 委員 田中 孝幸 他14名
4 諮問事項	桑員区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想中間案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	伊勢志摩地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年11月30日
3 委員	議長 畠中 節夫 委員 日比 秀夫 他15名
4 諮問事項	伊勢志摩区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想中間案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	松阪地域医療構想調整会議
2 開催年月日	平成28年12月2日
3 委員	議長 野呂 純一 委員 石田 亘宏 他16名
4 諮問事項	松阪区域の地域医療構想の策定について
5 調査審議結果	地域医療構想中間案について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成28年12月15日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 西口 裕 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(5件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(2件) 3 児童福祉法第33の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(2件)
6 備考	

1 審議会等の名称	国児学園のあり方検討委員会
2 開催年月日	平成29年12月19日
3 委員	部会長 相澤 仁 委員 伊藤 睦 他4名
4 諮問事項	国児学園の中長期的なあり方について
5 調査審議結果	「国児学園」のあり方検討報告書(中間案)について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 身体障害者福祉専門分科会 審査部会
2 開催年月日	平成28年12月20日
3 委員	部会長 杉村 芳樹 委員 長谷川正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	6名の医師の指定について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会
2 開催年月日	平成28年12月20日
3 委員	会長 駒田 美弘 委員 青木 重孝 他7名
4 諮問事項	三重県地域医療構想（中間案）について
5 調査審議結果	三重県地域医療構想（中間案）について説明したうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療安全推進協議会
2 開催年月日	平成29年1月19日
3 委員	会長 桑名 良尚 委員 片岡 紀和 他10名
4 諮問事項	三重県の医療安全対策について
5 調査審議結果	三重県の医療安全対策について説明したうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 こども相談支援部会
2 開催年月日	平成29年1月19日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 西口 裕 他4名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	1 一時保護措置の延長、児童福祉法第28条に基づく児童養護施設等への措置等の審議を行った。(1件) 2 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。(2件) 3 児童福祉法第33の15に基づく被措置児童虐待に関する対応状況等の報告を行った。(1件)
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会
2 開催年月日	平成29年1月23日
3 委員	委員長 井村 正勝 委員 渥美 秀人 他18名
4 諮問事項	1 民生委員・児童委員の一斉改選について 2 三重県地域福祉支援計画の策定について 3 三重県手話施策推進計画(中間案)について 4 社会福祉施設の入所者等の安全対策について 5 家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定について
5 調査審議結果	上記について説明したうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 歯科保健推進部会
2 開催年月日	平成29年1月26日
3 委員	部会長 羽根 司人 委員 伊藤 彰則 他12名
4 諮問事項	1 平成28年度及び29年度歯科保健推進事業について 2 歯科疾患実態調査について 3 みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の改定について
5 調査審議結果	みえ歯と口腔の健康づくり基本計画に基づく、歯科口腔保健施策の実施状況について報告を行うと共に、基本計画の改定について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
2 開催年月日	平成29年1月27日
3 委員	会 長 藤原 正範 委 員 小川 国彦 他17名
4 諮問事項	1 里親審査部会の審議結果について 2 家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定について 3 保育所の認可について 4 三重県家庭的養護推進計画の進捗状況について 5 三重県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について 6 三重県子どもの貧困対策計画の進捗状況について
5 調査審議結果	各事項について事業概要や進捗状況の報告を行った後、委員による意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 周産期医療部会
2 開催年月日	平成29年1月30日
3 委員	会 長 池田 智明 委 員 二井 栄 他15名
4 諮問事項	三重県保健医療計画(第5次改訂)における周産期医療に関する進捗について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画(第5次改訂)評価表(周産期医療対策)について審議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障がい者差別解消支援協議会
2 開催年月日	平成29年1月31日
3 委員	会 長 長友 薫輝 委 員 中村 弘樹 他27名
4 諮問事項	1 障がい者雇用に関する国や県の取組について 2 障害者差別解消法に関する市町の体制整備の状況について 3 障がいを理由とする差別に関する相談事例について
5 調査審議結果	障がい者雇用に向けた取組、市町の体制整備の状況、相談に対する対応状況等について、意見を伺った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会 精神科救急医療システム検討部会
2 開催年月日	平成29年2月6日
3 委員	部会長 齋藤 純一 委員 藤田 康平 他6名
4 諮問事項	1 精神科救急と一般救急の連携課題について 2 精神科救急医療システムの課題について
5 調査審議結果	上記について説明したうえで、意見を伺った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県在宅医療推進懇話会
2 開催年月日	平成29年2月6日
3 委員	会長 志田 幸雄 委員 石淵 幹人 他12名
4 諮問事項	(1) 平成28年度在宅医療対策の進捗状況について (2) 平成29年度の取組方向(案)について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画(第5次改訂)評価表(在宅医療対策)について意見交換を行うとともに、平成29年度の取組方向(案)について検討を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 救急医療部会
2 開催年月日	平成29年2月7日
3 委員	会長 橋上 裕 委員 田中 孝幸 他10名
4 諮問事項	三重県保健医療計画(第5次改訂)における救急医療に関する進捗について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画(第5次改訂)評価表(救急医療対策)について審議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県脳卒中医療福祉連携懇話会
2 開催年月日	平成29年2月8日
3 委員	座長 富本 秀和 委員 鈴木 秀謙 他10名
4 諮問事項	三重県保健医療計画（第5次改訂）脳卒中对策の進捗状況について
5 調査審議結果	三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（脳卒中对策）について意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県医療審議会 健やか親子推進部会
2 開催年月日	平成29年2月9日
3 委員	部会長 二井 栄 委員 平山 雅浩 他13名
4 諮問事項	1 「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況について 2 「三重県保健医療計画（第5次改訂）」（小児救急を含む小児医療対策）の進捗状況について
5 調査審議結果	「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」の進捗状況について意見交換を行うとともに、三重県保健医療計画（第5次改訂）評価表（小児救急を含む小児医療対策）について審議を行い、承認された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県公衆衛生審議会 介護予防市町支援部会
2 開催年月日	平成29年2月10日
3 委員	部会長 馬岡 晋 委員 岡本 良子 他10名
4 諮問事項	市町における効果的な介護予防関連事業の実施のために、県が行う方策について
5 調査審議結果	県が行う介護予防に関する市町への支援について、平成28年度の実施状況を報告するとともに、平成29年度の取組を説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県精神保健福祉審議会 アルコール健康障害対策推進部会
2 開催年月日	平成29年2月10日
3 委員	部会長 竹井 謙之 委員 猪野 亜朗 他12名
4 諮問事項	三重県アルコール健康障害健康対策推進計画最終案について
5 調査審議結果	三重県アルコール健康障害健康対策推進計画最終案について意見を伺った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県青少年健全育成審議会
2 開催年月日	平成29年2月10日
3 委員	会長 田中 亜紀子 委員 泉 正幸 他14名
4 諮問事項	1 有害興行の指定について 2 平成28年度携帯電話フィルタリングサービス利用率調査結果について 3 三重県子ども・若者支援地域協議会の概要について 4 家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定について
5 調査審議結果	上記について説明したうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者自立支援協議会
2 開催年月日	平成29年2月14日
3 委員	会長 長友 薫輝 委員 吉村 賀世子 他18名
4 諮問事項	1 就労移行の充実に向けて 2 差別解消・偏見解消の取組について 3 サービス等利用計画付属の地域移行アセスメントシート(案)について
5 調査審議結果	上記について説明したうえで、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	国児学園のあり方検討委員会
2 開催年月日	平成29年2月14日
3 委員	部会長 相澤 仁 委員 伊藤 睦 他4名
4 諮問事項	国児学園の中長期的なあり方について
5 調査審議結果	「国児学園」のあり方検討報告書（最終案）について検討を行った。
6 備考	